| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| 第１～４条【略】<br><br>（補助の相手方）<br>第５条　知事は、次に掲げる者が行う土地改良事業に要する経費について補助を行うものとする。<br>（1）～(5)【略】<br>（6）農地中間管理機構（ただし別表のＩ－１(2)の事業に限る。）<br>（7）【略】<br><br>（補助金の交付申請）<br>第６条　補助金の交付を受けようとする者は、土地改良事業補助金交付申請書（第１号様式）（以下「補助申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。<br>(1)事業計画書と実施計画を含む経費の配分及び収支予算書（第２号様式。Ｖ-１（２）の事業にあっては、第 2-1 号様式。）<br>（2）事業施行に関して許可、認可及び同意又は承認を要するものがある場合においては、その許可、認可及び同意又は承認のあったことを証するに足る書類その他知事が必要と認める書類<br>（3）位置図（別表のＩ－１及びＩ－３の事業に限る。）<br>（4）地区一覧(別表のＩ－４の２及びⅡ-３の事業に限る。）（第３－１号様式）<br>(5)削除<br>(6)削除 | 第１～４条【略】<br><br>（補助の相手方）<br>第５条　知事は、次に掲げる者が行う土地改良事業に要する経費について補助を行うものとする。<br>（1）～(5)【略】<br>（6）農地中間管理機構（ただし別表のＩ－１(7)の事業に限る。）<br>（7）【略】<br><br>（補助金の交付申請）<br>第６条　補助金の交付を受けようとする者は、土地改良事業補助金交付申請書（第１号様式）（以下「補助申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。<br>（1）経費の配分及び事業計画の概要（第２号様式。別表の事業名欄のＩ－４（2)の計画及びⅢ－３の計画にあっては、第２号－１様式とし、別表の事業名欄のＶ－１(2)の事業にあっては、第２号－２様式としⅣ－６の事業にあっては、第２号－３様式。）<br>（2）収支予算書（第３号様式）<br>（3）実施計画書<br>（4）事業施行に関して許可、認可及び同意又は承認を要するものがある場合においては、その許可、認可及び同意又は承認のあったことを証するに足る書類その他知事が必要と認める書類<br>（5）位置図（別表のＩ－１及びＩ－３の事業に限る。）<br>(6)地区一覧(別表のＩ－４の(1)の２の事業に限る。）（第３号－１様式） |

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| （補助の指令等）<br>第７条　知事は、前条第１項の規定による補助申請書類を受理した場合において審査の上適当と認めた場合は、補助金の交付を決定しその申請者に対し、補助を指令するものとする。<br>２　【略】<br>３　事業の着手は、原則として、県からの補助の指令を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助の指令の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（第 17 号様式）をあらかじめ知事に提出するものとする。ただし、交付決定前着手届を提出できる事業は、国の要綱等で交付決定前着手が定められている事業に限るもの（対象事業は別添事業）とし、国において受理された場合のみ着手を認めるものとする。<br><br>【削除】<br><br>（指示及び検査）<br>第８条　知事は、補助の指令を受けた者に対し、当該事業を適正に実施させるため必要な報告を求め、検査を行い、又は事業の施行に必要な指示をすることができる。<br><br>（事業の中止又は廃止）<br>第９条　補助の指令を受けた者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（第４号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。 | （補助の指令等）<br>第７条　知事は、前条第１項の規定による補助申請書類を受理した場合において審査の上適当と認めた場合は、補助金の交付を決定しその申請者に対し、補助を指令するものとする。<br>２　【略】<br>３　事業の着手は、原則として、県からの補助の指令を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助の指令の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（第 20 号様式）をあらかじめ知事に提出するものとする。ただし、交付決定前着手届を提出できる事業は、国の要綱等で交付決定前着手が定められている事業に限るもの（対象事業は別添事業）とし、国において受理された場合のみ着手を認める<br><br>（事業着手の届出）<br>第８条　削除<br><br>（指示及び検査）<br>第９条　知事は、補助の指令を受けた者に対し、当該事業を適正に実施させるため必要な報告を求め、検査を行い、又は事業の施行に必要な指示をすることができる。<br><br>（事業の中止又は廃止）<br>第 10 条　補助の指令を受けた者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（第５号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。 |

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| （事業変更の承認）<br>第 10 条　補助の指令を受けた者は、補助申請書の記載事項について次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ土地改良事業変更承認申請書（第５号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。<br>（1）【略】<br>（2）工種（事業種類）別の事業量の 30 パーセントを超える増減<br>（3）工種の新設、変更又は廃止<br>（4）　【略】 | （事業変更の承認）<br>第 11 条　補助の指令を受けた者は、補助申請書の記載事項について次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ土地改良事業変更承認申請書（第６号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。<br>（1）【略】<br>（2）工種（別表の事業名の欄のＩ－２の事業にあっては、「事業種類」をいう。以下同じ。）　別の事業量の 30 パーセントを超える増減<br>（3）工種（別表の事業名の欄のＶの事業にあっては、「費目」をいう。）の新設、変更又は廃止<br>（4）　【略】 |
| （補助金の概算払）<br>第 11 条　知事は、補助を指令した場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。<br>２　前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。<br>（1）補助金交付請求書（第 13 号様式）<br>（2）その他知事が必要と認める書類<br>３　第１項の規定により補助金の概算払を受けた者は、概算払を受けた日の属する会計年度の末日までに、次に掲げる書類を知事に提出し、検査を受けなければならない。ただし、第 14 条における事業完了の届出をした場合は、この限りではない。<br>（1）出来高届（第８号様式）<br>（2）出来高額内訳書（第８－１、２，３号様式）<br>（3）【略】 | （補助金の概算払）<br>第 12 条　知事は、補助を指令した場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。<br>２　前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、別表の事業名の欄のＶ－１(2)の事業にあっては、次の(1)(2)に掲げる書類に代えて、中心(高度)経営体集積促進事業概算払請求書（第 17 号様式）を提出するものとする。<br>（1）補助金概算払請求書（第 16 号様式）<br>（2）その他知事が必要と認める書類<br>３　第１項の規定により補助金の概算払を受けた者は、概算払を受けた日の属する会計年度の末日までに、次に掲げる書類を知事に提出し、検査を受けなければならない。ただし、第 14 条における事業完了の届出をした場合は、この限りではない。<br>（1）出来高届（第７号様式） |

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| （状況報告）<br>第 12 条　補助の指令を受けた者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日において、遂行状況報告書（第 16 号様式）を作成し知事に提出しなければならない。<br><br>（事業完了の届出）<br>第 13 条　補助の指令を受けた者は、補助事業が完了したときは、遅滞なく、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の末日までに事業完了届（第９号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。<br>（1）補助事業の成果及び収支精算書(第 10 号様式)<br>（2）用地買収及び補償明細書（第 11 号様式）<br>（3）財産管理台帳（第 14 号様式）<br>（4）竣工検査報告の写し<br>（5）位置図（別表Ⅰ－３及びⅡ－１の事業に限る）<br>（6）地区一覧（別表のⅠ－４の２及びⅡ－３の事業に限る）（第３－１号様式）<br>（7）その他知事が必要と認める書類<br>（8）削除<br>（9）削除<br><br>２～３　【略】 | （2）出来高額内訳書（第７号－１様式）<br>（3）【略】<br><br>（状況報告）<br>第 13 条　補助の指令を受けた者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日において、遂行状況報告書（第 19 号様式）を作成し知事に提出しなければならない。<br><br>（事業完了の届出）<br>第 14 条　補助の指令を受けた者は、補助事業が完了したときは、遅滞なく、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の末日までに事業完了届（第８号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。<br>（1）補助事業の成果(第２号様式。別表の事業名欄のⅠ－４（2）の計画及びⅢ－３の計画　　にあっては、第２号－１様式とし、別表の事業名欄のⅤ－１(2)の事業にあっては、第２号－２様式。)<br>（2）収支精算書（第９号様式）<br>（3）用地買収明細書（第 10 号様式）<br>（4）補償明細書（第 11 号様式）<br>（5）財産管理台帳（第 15 号様式）<br>（6）竣功検査報告の写し<br>（7）削除<br>（8）位置図<br>（9）その他知事が必要と認める書類<br>２～３　【略】 |

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| （完了検査）<br>第 14 条　知事は、前条の規定により事業完了届を受理したときは、当該事業についての完了検査を行い、補助の指令の内容及び条件に適合していないときは、これに適合させるよう指示することができる。 | （完了検査）<br>第 15 条　知事は、前条の規定により事業完了届を受理したときは、当該事業についての完了検査を行い、補助の指令の内容及び条件に適合していないときは、これに適合させるよう指示することができる。 |
| （補助金の交付）<br>第 15 条　知事は、前条第１項の規定による検査の結果適当と認め、額を確定したときは、補助の指令を受けた者から提出された補助金交付請求書（第 13 号様式）により補助金を交付するものとする。この場合において、第 12 条第１項の規定により概算払をしたときは、当該補助金について精算するものとする。<br>２　【略】 | （補助金の交付）<br>第 16 条　知事は、前条第１項の規定による検査の結果適当と認め、額を確定したときは、補助の指令を受けた者から提出された補助金交付請求書（第 13 号様式）により補助金を交付するものとする。この場合において、第 12 条第１項の規定により概算払をしたときは、当該補助金について精算するものとする。<br>２　【略】 |
| （書類の保存）<br>第 16 条　補助の指令を受けた者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了後５年間これを保存しなければならない。 | （書類の保存）<br>第 17 条　補助の指令を受けた者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了後５年間これを保存しなければならない。 |
| （財産の処分、管理等）<br>第 17 条　補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供して　はならない。<br>２　規則第 20 条に規定する知事の承認とは、土地改良事業等財産処分承認申請書（様式第 15 号）を知事に提出し承認を受けるものとする。 | （財産の処分、管理等）<br>第 18 条　補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供して　はならない。<br>２　規則第 20 条に規定する知事の承認とは、土地改良事業等財産処分承認申請書（様式第 18 号）を知事に提出し承認を受けるものとする。 |

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| ３～５　【略】<br><br>【略】<br><br>附　則<br>この要綱は、令和７年３月 17 日から施行し、令和７年度分の補助金から適用する。 | ３～５　【略】<br><br>【略】<br><br>【新設】 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （Ⅰ－土地改良事業）<br>Ⅰ－１基盤整備促進事業 | （削除） | （１）　削除<br><br>（２）　移動 | （Ⅰ－水と農地いきいき推進事業）<br>Ⅰ－１基盤整備促進事業 | 農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2326 号農林水産省農村振興局長通知）第 2 の 3、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）及び農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号農林水産省農村振興局長通知）第 2 の 5、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）及び農地耕作条件改善事業実施要領（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号農林水産省農村振興局長通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知）、中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1336 号農林水産事務次官依命通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1337 号農林水産省農 | （１）工事費の 100 分の 55 以内<br><br>（２）山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第２条第１項に規定する過疎地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第１項に規定する特定農山村地域、棚田地域振 |

| 変　更　後 | | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | （削除） | | | 村振興局長通知）に基づき、市町村等が実施するもの | 興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項に規定する指定棚田地域及び急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第３条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。）（以下「中山間地域等」という。）において行われるものにあっては、（１）の規定にかかわらず、工事費の 100 分の 60 以内 |

| 変　更　後 | | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | （削除） | （３）削除 | | | （３）過疎地域自立促進特別<br>　措置法（平成 12 年法律第 15　号）第２条第１項に規定する過疎地域において行うものにあっては、（１）及び（２）の規定にかかわらず　工事費の 100 分の 65 以内 |

| 変　更　後 | | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | （削除） | | (1) 土地基盤整備事業 | 以下のいずれかの基準を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること<br>１　表Ｉ－１(1)の事業種類欄の①の農業用用排水施設整備事業、②の農業用道路事業、③の暗渠排水事業、④の客土事業、⑤の区画整理事業のいずれか、又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であって、これらの受益面積の合計がおおむね５ha 以上であり、かつ、担い手（農村振興局長が別に定める基準に適合する農業者又は農業者の組織する団体をいう。以下この別表において同じ。）への農地利用集積等又は農業用用排水施設等の整備・保全が見込まれること<br><br>２　表Ｉ－１(1)の事業種類欄の①の農業用用排水施設整備事業、②の農業用道路事業、③の暗渠排水事業、④の客土事業、⑤の区画整理事業、⑥の農地造成事業及び⑧の農用地保全事業のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であって、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積が５ｈａ以上であり、受益面積に占める耕作放棄 | |

| 変　更　後 | 変　更　前 |
|---|---|
| （削除） | 地等（農村振興局長が別に定める農地をいう。以下本事業において同じ。）の面積の合計面積の割合が６％以上（ただし、担い手農地利用集積率が交付対象計画の決定時において 50％以上の場合にあっては、３％以上）となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれること<br><br>３　表Ⅰ－１(1)の事業種類欄の②の農業用道路事業、⑤の区画整理事業、⑥の農地造成事業、⑦の交換分合事業、⑧の農用地保全事業にあっては、上記１及び２までによるほか、⑥の農地造成事業及び⑧の農用地保全事業にあっては１により行う事業、⑦の交換分合事業にあっては１又は２により行う事業と併せ行うこと<br>表Ⅰ－１(1)<br>事業種類：①農業用用排水施設整備事業<br>事業内容：ア　農業用排水施設の新設、廃止又は変更<br>イ　基幹水利施設補修工事（土地改良事業（土地改良法第２条 |

| 変　更　後 | 変　更　前 |
|---|---|
| （削除） | 第２項に規定する土地改良事業を言う。以下この別表において同じ。）により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹施設及び当該施設と一体となって機能を発揮する農業用用排水施設について緊急に必要な施設機能の維持及び安全性の確保のための補強工事又は排砂対策工事）<br><br>②農業用道路事業<br>ア　農道、農道橋、軌道等運搬施設の新設改良等<br>イ　農道網当の整備（樹園地を主体とした農用地又は野菜指定産地における畑地若しくは田畑輪換を行う水田地帯において行うものに限る。）<br>ウ　樹園地を主体とした園内作業道（総合的園地再編整備計画の整備 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | （削除） | | 事　業<br>名 | 採　択　基<br>準 | | 補　助<br>率 |
| | | | | 表Ｉ－１(1)<br>事業種類：③暗渠排水事業<br>事業内容：完全暗きょの新設又は変更（地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成 15 年 7 月４日付け 15 総合第 1604 号農林水産事務次官依命通知）第Ｉ部の第５に基づき作成した地域水田農業ビジョンをいう。）に基づくものにあっては、補助暗きょを含む。）<br>事業種類：④客土事業<br>事業内容：客土（混層耕を含む。）、心土破砕及び畑地の層厚調整工<br>事業種類：⑤区画整理事業<br>事業内容：農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）<br>事業種類：⑥農地造成事業<br>事業内容：農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良。 | | |

| 変　更　後 | | | | 変　更　前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | （削除） | | | | | ただし、受益面積がおおむね５ｈａ以上であるものについては、農地造成に係る計画（農用地開発事業実施要綱（昭和 45 年 12 月 10 日付け 45 農地Ｃ第 500 号農林事務次官依命通知）第４の２の規定に準じて作成する計画をいう。以下この表Ｉ－１(1)において「造成計画」という。）が定められていること。<br>　また、農林業地域等総合開発整備実施計画樹立要綱（昭和 61 年８月 19 日付け 61 構改Ｃ第 707 号農林水産事務次官依命通知）に基づき都道府県知事が樹立する農林地一体開発整備パイロット事業実施計画に位置付けられたものは、同実施計画に基づく事業として実施することが出来るものとする。この場合、同実施計画を造成計画として取り扱うものとする。 | |

| 変　更　後 | 変　更　前 |
|---|---|
| （削除） | |

| 事　業　名 | 採　択　基　準 | 補　助　率 |
|---|---|---|
| | ⑦交換分合事業<br>⑧農用地保全事業<br>農用地等の交換分合<br><br>ア　農用地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備<br>イ　酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等の土壌改良 | |

| 事　業　名 | 採　択　基　準 | 補　助　率 |
|---|---|---|
| (2)生活環境施設等整備事業 | 以下のいずれかの基準を満たすともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること<br>１　表Ｉ－１(2)の事業種類欄の⑩の農業集落道事業、⑪の営農飲雑用水施設事業及び⑫の防災安全施設事業にあっては、(1)土地基盤の整備の１又は２に掲げる事業と併せ行うこと | （１）工事費の 100 分の 55 以内<br><br>（２）中山間地域等において　行われるものにあっては、（１）の規定にかかわらず、工事費の 100 分の 60 以内 |

| 変　更　後 | | | | 変　更　前 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | （削除） | | | | ２　表Ｉ－１(2)の事業種類欄の⑨の土地改良施設保全事業のうち農村振興局長が別に定めるものについては受益面積がおおむね５ｈａ以上であること。ただし、次の場合は、この限りでない。<br>ア (1)土地基盤の整備の１により行う事業と併せ行うものであって、これらの受益面積の合計がおおむね５ｈａ以上であり、かつ、担い手への農地利用集積等又は農業用用排水施<br>設等の整備・保全が見込まれる場合<br>イ (1)土地基盤の整備の２により行う事業と併せ行うものであって、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団<br>地の農地面積がおおむね５ｈａ以上であり、受益面積に占める耕作放棄地等の面積の合計面積の割合が６％以上（ただし、担い手農地利用集積率が交付対象計画の決定時において 50％以上の場合にあっては３％以上）となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれる場合<br>３　表Ｉ－１(2)の事業種類欄の⑬の小規模農林地等保全整備事業にあっては、(1)土地基盤の整備の２に掲げる事業と併せ行 | （３）過疎地域において行う　ものにあっては、（１）及び（２）の規定にかかわらず、工事費の 100 分の 65 以内 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | （削除） | | | うこと | |
| | | | | ４　表Ⅰ－１(2)の事業種類欄の⑨の土地改良施設保全事業のうち農村振興局長が別に定めるものにあっては、市町村によって地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶルートが計画され、この計画に沿って行われる整備延長の合計が１ｋｍ以上であること | |

| 事　業　名 | 採　択　基　準 | 補　助　率 |
|---|---|---|
| | 表Ⅰ－１(2)<br>事業種類 ／ 事　業　内　容 | |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （削除） | | | | ⑨土地改良施設保全事業 | (1)農道保全対策<br>　農道保全対策事業実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 1877 号農林水産省農村振興局長通知）に基づく農道保全対策に定める内容に準じるものとし、同要領に定める農道保全対策事業計画及び緊急対策事業計画に基づいて行う整備<br><br>(2)安全施設整備<br>農業用用排水施設等（用排水路、ため池、頭首工、機場及びこれらに附帯する施設）の安全施設として、フェンス、ふた、スクリーン等の整備<br><br>(3)農村のみち整備<br>　地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶ農道又は農業集落道の整備とし、次のとおりとする。<br>ア　既設の農道や農業集落道等のネットワーク機能を補完することで交流拠点の振興に資する | |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （削除） | | | | ⑩農業集落道事業 | 農道及び農業集落道の整備<br>イ　歴史的又は文化的価値を有する農村の古道等（農業集落道等）の整備・再生<br>ウ　農村の交流拠点の間を連絡する散策道の整備<br>エ　既設農道及び農業集落道の補修・更新<br><br>農業集落周辺における表Ⅰ－１(1)の事業メニュー欄の②農業用道路を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の整備 | |

| 変　更　後 | 変　更　前 |
|---|---|

（削除）

| 事　業　名 | 採　択　基　準 | 補　助　率 |
|---|---|---|
| | 表Ⅰ－１(2)<br>事業種類：⑪営農飲雑用水施設事業<br>事業内容：営農用水施設として農業経営に必要な用水供給施設及び飲雑用水施設の新設又は変更の事業で共同利用に係るもの<br>事業種類：⑫防災安全施設事業<br>事業内容：農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備<br>事業種類：⑬小規模農林地等保全整備事業<br>事業内容：障害物の撤去、深耕、整地、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、不要木の撤去又は跡地の整地 | |

| 変　更　後 | 変　更　前 |
|---|---|
| （削除） | |

| 事　業名 | 採　択　基　準 | 補　助　率 |
|---|---|---|
| (3)地形図作成事業 | 受益面積がおおむね５　ヘクタール以上であり、かつ、実施後３年以内に経営体育成基盤整備事業又は基盤整備促進事業のうち区画整理事業に着手の見込みが確実である地区。地区全体にわたる縮尺 1/1,000 以上の航空測量（高低測量に係る地上測量を含む。）及び図化 | （１）工事費の 100 分の 55 以　内<br><br>（２）中山間地域等において　行われるものにあっては、<br>（１）の規定にかかわらず、<br>工事費の 100 分の 60 以内 |
| (4)農用地等集団化事業 | 以下の基準を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること<br>（１）受益面積がおおむね５ヘクタール以上であり、かつ、換地計画を定める土地改良事業もしくは交換分合の着手の見込みが確実であること<br>（２）受益面積がおおむね５ヘクタール以上であり、かつ、農用地の集団化が見込まれること | （１）工事費の 100 分の 55 以内<br><br>（２）中山間地域等において行われるものにあっては、<br>（１）の規定にかかわらず、<br>工事費の 100 分の 60 以内 |

| 変　更　後 | 変　更　前 |
|---|---|
| （削除） | 表Ⅰ－１(4)<br>事業種類：事　業　内　容<br>⑭換地計画事業：土地改良事業地区の換地計画策定<br>⑮集落整備地域換地設計事業：集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第７条に規定する集落農業振興地域整備計画に基づいて行われる土地改良事業予定地区の換地計画樹立のための基準作成<br>⑯経営体育成促進換地等調整事業：土地改良事業予定地区の換地計画樹立のための基準作成等<br>⑰交換分合事業：農地集団化推進計画又は交換分合推進モデル計画の策定<br>⑱交換分合附帯農道等整備事業：交換分合事業と一体の計画の下に、農道、農業用用排水施設、客土、暗きょ排水及びほ場均平の各事業のいずれかを行うもの又は２以上を併せて行うもの<br>100 分の 50 以内 |

| 変　更　後 | | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | （削除） | | (5)創意工夫発揮事業 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱第４に規定する活性化計画の区域における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、Ｉ－１(1)土地基盤の整備、(2)生活環境施設等の整備、(3)地形図作成及び(4)農用地等集団化と一体となってその効果を増大させるために実施する内容であり、総事業費の20%以内を限度とする。 | （１）工事費の100分の55以内<br>（２）中山間地域等において行われるものにあっては、（１）の規定にかかわらず、工事費の100分の60以内 |

<table>
<tr><th colspan="3">変　更　後</th><th colspan="3">変　更　前</th></tr>
<tr>
<td>（１）基盤整備促進事業</td>
<td>農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号）に基づき、市町村等が実施する農業生産基盤等の整備であって、以下の基準を満たすものであること<br><br>（ア）１地区あたりの事業費の合計が 200 万円以上<br>（イ）１地区あたりの受益者数が農業者２者以上<br>（ウ）１地区あたりの受益面積が５ヘクタール以上<br>※ただし定率助成（９）点検診断においてはこの限りではない。<br><br>表Ⅰ－(1)
<table>
<tr><th>区分</th><th>事業種類</th><th>事業内容</th></tr>
<tr><td rowspan="6">定率助成</td><td>(1) 農業用用排水施設</td><td>農業用用排水（営農用水等を含む）施設の新設、廃止又は変更</td></tr>
<tr><td>(2) 暗渠排水</td><td>暗渠の新設又は変更</td></tr>
<tr><td>(3) 土層改良</td><td>客土、混層耕、除礫、心土破砕及び土壌改良</td></tr>
<tr><td>(4) 区画整理</td><td>農用地の区画形質の変更</td></tr>
<tr><td>(5) 農作業道</td><td>農作業道の変更</td></tr>
<tr><td>(6) 農用地保全</td><td>(1)～(5) 以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業</td></tr>
</table>
</td>
<td>１）表Ⅰ－(1) の定率助成(1)～(8)においては、工事費の 100 分の 55 以内<br>ただし、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）</td>
<td>(6) 基盤整備促進事業</td>
<td>以下の基準を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること<br>（１）１地区あたりの事業費の合計が 200 万円以上<br>（２）１地区あたりの受益者数が農業者２者以上<br>（３）１地区あたりの受益面積が５ヘクタール以上</td>
<td>（１）表Ⅰ－(6) の定率助成においては、工事費の 100　分の 55 以内<br>ただし、中山間地域等においては工事費の 100 分の 60 以内<br><br>（２）表Ⅰ－(6) の定額助成においては、関係要領に規定される助成単価<br>ただし、農業者施行の活用等を含む事業費の 2 分の 1 相当</td>
</tr>
</table>

## 変　更　後

| | | | |
|---|---|---|---|
| | (7)調査・調整 | 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査、調整活動 | 第２条第１項に規定する過疎地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法（平成５年法律第72号）第２条第１項に規定する特定農山村地域、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第７条第１項に規定する指定棚田地域及び急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律 |
| | (8)指導 | 事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施行実績の把握、外括監査等 | |
| | (9)点検診断 | 農道橋、トンネルの点検診断及び保全計画の策定 | |
| 定額助成 | (1)田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） | 畦畔除去、作業等による区画拡大 | |
| | (2)田の区画拡大（水路の変更を伴うもの） | 水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大 | |
| | (3)畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） | 畦畔除去、勾配修正等による区画拡大 | |
| | (4)畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの） | 水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大 | |
| | (5)暗渠排水 | 吸水渠（本暗渠管）の間隔 | |

## 変　更　前

表Ⅰ－(6)

| 区分 | 事業種類 | 事業内容 |
|---|---|---|
| 定率助成 | (1)農業用用排水施設 | 農業用用排水（防除用水等を含む）施設の新設、廃止又は変更 |
| | (2)暗渠排水 | 暗渠の新設又は変更 |
| | (3)土層改良 | 客土、混層耕、除礫、心土破砕及び土壌改良 |
| | (4)区画整理 | 農用地の区画形質の変更 |
| | (5)農作業道 | 農作業道の変更 |
| | (6)農用地保全 | (1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業 |
| | (7)調査・調整 | 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査、調整活動 |
| | (8)指導 | 事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施行実績の把握、外括監査等 |
| | (9)点検診断 | 農道の点検診断及び保全計画の策定 |
| 定額助成 | (1)田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） | 畦畔除去、均平作業等による区画拡大 |

| 変　更　後 | | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | が 10m 以下の暗渠排水の新設 | 第 135 号）第３条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。）（以下「中山間地域等」という。）において行われるものにあっては、１）の規定にかかわらず、工事費の 100 分の 60 以内<br>表Ⅰ－(1)の定率助成(9)点検診断においては中山間地域等にかかわらず、100 | (2)田の区画拡大（水路の変更を伴うもの） | 水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大 | |
| | | (6)湧水処理 | 湧水処理のための暗渠管等の新設 | (3)畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） | 畦畔除去、均配修正等による区画拡大 | |
| | | (7)末端畑地かんがい施設 | 末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更 | (4)畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの） | 水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均配修正等による区画拡大 | |
| | | (8)客土 | 深土深 15cm 以下の農用地を対象に、層厚 10cm 以上の客土 | (5)暗渠排水 | 吸水渠（本暗渠管）の間隔が 10m 以下の暗渠排水の新設 | |
| | | (9)除礫 | 30mm 以上の石礫を 5%以上含む農用地を対象に、深度 30cm 以上の除礫 | (6)湧水処理 | 湧水処理のための暗渠管等の新設 | |
| | | | | (7)末端畑地かんがい施設（樹園地以外） | 末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更 | |
| | | | | (8)末端畑地かんがい施設（樹園地） | 末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更 | |
| | | | | (9)客土 | 深土深 15cm 以下の農用地を | |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 分の 55 以内<br><br>２）表Ⅰ－(1)の定額助成においては、農山漁村地域整備交付金別紙 1-1 に規定される助成単価<br>　ただし、農業者施工の活用等を含む事業費の 2 分の 1 相当 | | | 対象に、層厚 10cm 以上の客土 | |
| | | | | (10)除礫 | 30mm 以上の石礫を 5%以上含む農用地を対象に、深度 30 cm 以上の除礫 | |

## 変　更　後

（２）農地耕作条件改善事業

農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号）に基づき、市町村等が実施する農業生産基盤等の整備であって、以下の基準を満たすものであること

（ア）１地区あたりの事業費の合計が 200 万円以上
（イ）１地区あたりの受益者数が農業者２者以上
（ウ）地域計画を策定していること

表Ⅰ－(2)

| 区分 | 事業種類 | 事業内容 |
|---|---|---|
| 定率助成 | (1)農業用用排水施設 | 農業用用排水（営農用水を含む）施設の新設、廃止又は変更 |
| | (2)暗渠排水 | 暗渠の新設又は変更 |

１）表Ⅰ－(2)の定率助成においては、工事費の 100 分

## 変　更　前

(7)農地耕作条件改善事業

以下の基準を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること
（１）１地区あたりの事業費の合計が 200 万円以上
（２）１地区あたりの受益者数が農業者２者以上
（３）実施区域は、農地耕作条件改善事業実施要綱(平成 27 年４月９日付け 26 農振第 2069 号)に定める区域内とする

表Ⅰ－(7)

| | 事業種類 | 事業内容 |
|---|---|---|
| 定率助成 | (1)農業用用排水施設 | 農業用用排水（防除用水等を含む）施設の新設、廃止又は変更 |
| | (2)暗渠排水 | 暗渠排水の新設又は変更 |

（１）表Ⅰ－(7)の定率助成　においては、工事費の 100　分の 55 以内
　ただし、中山間地域等においては工事費の 100 分の 60 以内

（２）表Ⅰ－(7)の定額助成　においては、関係要領に規定される助成単価
　ただし、農業者施行の活用等を含む事業費の 2 分の 1 相当

| 変　更　後 | | | | | | | 変　更　前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | (3) 土層改良 | 客土、混層耕、除礫、心土破砕及び土壌改良<br>排水改良、石礫除去・破砕、均平の用に供する共同利用機器の導入 | の 55 以内<br>ただし、中山間地域等においては工事費の 100 分の 60 以内 | | | | (3) 土層改良 | 客土、混層耕、除礫、心土破砕及び土壌改良 |
| | | | | (4) 区画整理 | 農用地の区画形質の変更 | | | | | (4) 区画整理 | 農用地の区画形質の変更 |
| | | | | (5) 農作業道等 | 農作業道・進入路等の新設、変更 | | | | | (5) 農作業道等 | 農作業道・進入路等の新設、変更 |
| | | | | (6) 農地造成 | 農用地の造成 | | | | | (6) 農地造成 | 農用地の造成 |
| | | | | (7) 農用地保全 | (1)～(6) 以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業 | | | | | (7) 農用地保全 | (1)～(6) 以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業 |
| | | | | (8) 営農環境整備支援 | 用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作業被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 | | | | | (8) 営農環境整備支援 | 用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作業被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 |
| | | | | (9)　スマート農業導入支援 | 先進的営農技術の実装 | | | | | (9) 管理省力化支援 | 水管理労力省力化、維持管理労力省力化 |
| | | | | (10)　小規模園地整備 | 果樹園及び茶園への転換や改良のための小規模な園地整備 | | | | | (10) 品質向上支援 | 導入作物に応じた支援、情報化施行の活用 |
| | | | | (11) 粗放的農地利用整備 | 用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等 | | | | | (11) 条件改善促進支援 | 土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修 |

| 変　更　後 | | | | | | 変　更　前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | |
| | | | | (12) 管理省力化支援 | 水管理労力省力化、維持管理労力省力化、除草の用に供する共同利用機器の導入 | | | | (12) 高収益作物導入支援 | 実証展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械リース、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備 |
| | | | | (13) 品質向上 | 導入作物に応じた支援、情報化施工の活用 | | | | (13) 指導 | 事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施行実態の把握 |
| | | | | (14) 条件改善促進支援 | 土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修 | ２）表Ⅰ－(2)の定額助成においては、農地耕作条件改善事業実施要領に規定される助成単価　ただし、農業者施行の活用等を含む事業費の２分の１相当 | | 定額助成 | (1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） | 畦畔除去、均平作業等による区画拡大 |
| | | | | (15) 高収益作物導入支援 | 実証展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械リース、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備 | | | | (2) 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの） | 水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大 |
| | | | | (16) 高付加価値農業施設支援 | 高付加価値農業施設の設置及び関連設備の導入に関する支援 | | | | (3) 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） | 畦畔除去、均配修正等による区画拡大 |
| | | | | (17) 機械作業 | 果樹園及び茶園における | | | | (4) 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの） | 水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均配修正等による区画拡大 |

| 変　更　後 | | | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 体系導入支援 | 機械作業体系の導入（機械・施設のリース導入等） | | | |
| | | | (18) 労働生産性向上技術導入支援 | 園芸作物における労働生産性向上のための機械・施設のリース導入 | | | |
| | | | (19) 指導 | 事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等 | | | |
| | | | (20) 農地整備・集約推進費 | 要件を満たした未整備農地の整備に対し、推進費を交付 | | | |
| | | | (21) 高収益作物導入促進費 | ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、促進費を交付 | | | |
| | | | (22) 高収益作物導入推進費 | 事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、推進費を交付 | | | |
| | | 定額助成 | (1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） | 畦畔除去、均平作業等による区画拡大 | | | |
| | | | | | | (5) 暗渠排水 | 吸水渠（本暗渠管）の間隔が 10m 以下の暗渠排水の新設 |
| | | | | | | (6) 湧水処理 | 湧水処理のための暗渠管等の新設 |
| | | | | | | (7) 末端畑地かんがい施設（樹園地以外） | 末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更 |
| | | | | | | (8) 末端畑地かんがい施設（樹園地） | 末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更 |
| | | | | | | (9) 客土 | 深土深 15cm 以下の農用地を対象に、層厚 10cm 以上の客土 |
| | | | | | | (10) 除礫 | 30mm 以上の石礫を 5%以上含む農用地を対象に、深度 30cm 以上の除礫 |
| | | | | | | (11) 更新整備 | 更新する必要がある用水路等の整備 |
| | | | | | | (12) 条件改善推進費 | 権利関係（水利関係）・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、実施計画策定、先進的省力化技 |

| 変　更　後 | | | | | | 変　更　前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | (2) 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの） | 水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大 | | | | 術導入 | |
| | | | | (3) 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） | 畦畔除去、勾配修正等による区画拡大 | | | | (13) 高収益作物転換推進費 | 高収益作物転換プラン作成、営農定着支援 |
| | | | | (4) 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの） | 水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大 | | | | | |
| | | | | (5) 暗渠排水 | 吸水渠（本暗渠管）の間隔が 10m 以下の暗渠排水の新設 | | | | | |
| | | | | (6) 湧水処理 | 湧水処理のための暗渠管等の新設 | | | | | |
| | | | | (7) 末端畑地かんがい施設 | 末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更 | | | | | |
| | | | | (8) 土層改良 | 農用地における土層の改良 | | | | | |
| | | | | (9) 更新整備 | 更新する必要がある用水路等の整備 | | | | | |

| 変　更　後 | 変　更　前 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| (10) 畑作転換工 | 農用地の周囲における排水溝の新設、酸性の強い水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整するための酸度調整 |
| (11) 条件改善推進費 | 権利関係（水利権等）・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、実施計画策定、先進的省力化技術導入、交換分合 |
| (12) 高収益作物転換推進費 | 高収益作物転換プラン作成、営農定着推進、専門家による技術的な指導・助言 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (3) 中山間地域所得向上支援事業 | 中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1336 号）にある地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備を行うもの | （１）事業費の 100 分の 55 以内<br>ただし、中山間地域等において行うものにあっては、事業費の 100 分の 60 以内 | (8) 中山間地域所得向上支援事業 | 中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1336 号農林水産事務次官依命通知）にある地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備を行うもの | （１）事業費の 100 分の 55 以内<br>ただし、中山間地域等において行うものにあっては、事業費の 100 分の 60 以内 |
| | （削除） | | (9) 農業集落排水事業 | 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）にある農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方針等を定めた構想計画（最適整備構想）の策定 | （１）機能診断は１処理区あたり 200 万円以内<br>（２）構想計画策定は１構想あたり次の式により算出された額<br>交付限度額＝処理区数×100 万円＋200 万円<br>ただし、当該額が 800 万円を超えるときにあっては 800 万円 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ－２<br>総合整備事業<br><br>(1)集落基盤再編事業 | 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年４月１日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官通達）第２の１の(2)の①のアの（エ）に掲げる農村整備のうち農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編型）に基づき、市町村が実施する次の業務<br><br>（１）　農業生産基盤及び農村生活環境を総合的に整備するもの<br>（２）　（１）の農業生産基盤整備を行うための事業計画の策定 | 工事費の１００分の 55 以内 | Ⅰ－２農業基盤総合整備支援事業<br>(1)集落基盤再編事業 | 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年４月１日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官通達）第２の１の(2)の①のアの（シ）に掲げる農村集落基盤再編・整備事業に基づき、下記の事業種類及び内容を市町村が実施する事業であり、次に該当するもの<br><br>１　次の要件を満たす区域であること<br>（１）農村振興基本計画が策定されている区域であること<br>（２）農業振興地域の整備に関する法律第６条第１項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）の区域であること<br>２　事業計画区域において、農業生産基盤の整備及び集落基盤整備の整備を総合的に行うものであること | （１）工事費の１００分の 55 以内 |

| 変　更　後 | 変　更　前 |
|---|---|
| （削除） | 事業区分：1.農業生産基盤整備事業<br>事業種類：(1)ほ場整備事業<br>事業内容：農用地につき行う区画整理及びこれと相当の関係がある他の工事を一体的に行う整備<br>事業種類：(2)農業用用排水施設整備事業<br>事業内容：農業用用排水施設の新設、廃止又は変更<br>事業種類：(3)農道整備事業<br>事業内容：農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更<br>事業種類：(4)農用地開発事業<br>事業内容：農用地の造成（農用地間の地目変換を含む）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更 |

| 変　更　後 | 変　更　前 |
|---|---|
| （削除） | (5)農用地の改良又は保全事業　（1）から（4）までに掲げるもののほか、農用地の改良又は保全のために必要な整備<br>2.集落基盤整備事業　(1)農業集落道整備事業　農業集落周辺における土地改良法に基づく農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬に供する農業集落道の整備、並びに、主として土地改良施設の管理等に供する連絡道の整備 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （削除） | | 事　業名 | 採　択　基準 | | | 補　助　率 |
| | | | | 事業区分 | 事業の種類 | 事　業　内容 | |
| | | | | | (2)営農飲雑用水施設整備事業 | 家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備 | |
| | | | | | (3)農業集落排水施設整備事業 | 農業用用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれらに附帯する処理施設等の整備 | |
| | | | | | (4)農業施設等用地整備事業 | ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備 | |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （削除） | | | | | (5)集落防災安全施設整備事業 | 集落の防災安全のために必要な農業用用排水路、農道等の農業施設と関連する施設の整備 | |
| | | | | | | (6)自然環境・生態系保全施設整備事業 | 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設の整備及びその周辺環境の美化を図るための修景施設 | |
| | | | | | | (7)地域資源利活用施設整備事業 | 農村地域における地域資源を利活用（処理及び再利用を含む。）して農業生産の補完等を行うための施設 | |

| 変　更　後 | 変　更　前 |
|---|---|
| （削除） | 事業区分 / 事業の種類 / 事　業　内　容<br>(8)施設補　強整備事業 / 農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設のうち、安全性の確保のために必要な補強<br>(9)地域農業活動拠点施設整備事業 / 農業生産活動、農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備<br>(10)集落農園整備事業 / ほ場整備その他農用地の改良又は保全のため必要な整備であって次のいずれかの事項を内容とするもの<br>①　市民農園整備促進法（平成２年法律第 44 号）第２条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | （削除） | | | | 一体的に行う周辺農用地を対象とするもの<br>②　集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの<br>③　①又は②に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備 | | |
| | | | | | (11)情報基盤施設整備事業 | 土地改良施設等の維持管理やこれに関連する情報の伝達に必要な施設及びこれに附帯する緊急時の情報伝達に必要な施設の整備 | | |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （削除） | | 事　業<br>名 | 採　択　基<br>準 | | | 補　助<br>率 |
| | | | | 事業区分 | 事業の種類 | 事　業<br>内　容 | |
| | | | | | (12)施設環境整備事業 | 農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修 | |
| | | | | | (13)歴史的土地改良施設保全整備事業 | 歴史的土地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備 | |
| | | | | | (14)集落土地基盤整備事業 | ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な整備 | |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (2) 中山間地域総合整備事業 | 中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱（令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 2707 号）第２又は「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）第２の１の（２）の①のアの（エ）に掲げる農村整備のうち農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備型）に基づき、市町村が実施する次の業務<br><br>（１）　中山間地域における農業生産基盤及び農村生活環境または保全管理等を一体的に整備するもの<br><br>（２）　（１）に必要な実施計画や換地計画のための調査、調整等を行う事業 | 工事費の１００分の 60 以内 | (2) 中山間地域総合整備事業 | 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年４月１日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官通達）第２の１の(2)の①のアの(シ)に掲げる農村集落基盤再編・整備事業に基づき、下記の事業種類及び内容を市町村が実施する事業であり、次に該当するもの<br><br>１　事業種類及び内容の事業区分の 1. 農業生産基盤整備事業と 2. 農村生活環境基盤整備事業を一体的に行うものであり、1. 農業生産基盤整備事業の事業種類の欄(1)から(8)まで　に掲げる事業のうち２　以上の事業を行うものでありその事業の受益面積の合計が、おおむね 20 ヘクタール以上であること<br>２　農業の生産条件及び生活環境の整備の水準を堪案し、事業の種類が特定の事業のみ偏重することなく適切に組み合<br>わされており、これらの事業を総合的に実施することが適当と認められること<br><br>３　事業の規模が適正に計画されており、円滑な実施が見込まれること | （１）工事費の１００分の 65 以内<br>ただし、平成 16 年度以前に採択されたものは、100 分の 70 以内<br><br>（２）明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置　法（以下「明日香村特別措置法」という。）第 5　条第１項の特定事業として行うものにあっては、（１）の規定にかかわらず、工事費の１００分の 70 以内 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | （削除） | | | ４　事業の実施について地元関係者等の意欲が高いこと<br>５　この事業でいう対象地域とは自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であって、一体的なつながりを有する複数の集落からなり、知事が定める要件を満たす地域を対象としていることであり、かつ、五法指定地域に該当する市町村又はこれに準ずる地域であって、知事が特に必要と認める市町村 | |

## 変　更　後

| 事業区分 | 事業種類 | 事業内容 |
|---|---|---|
| 1. 農業生産基盤整備事業 | (1)農業用用排水施設整備事業 | 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更 |
| | (2)農道整備事業 | 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更、並びに農道橋等の保全対策 |
| | (3)ほ場整備事業 | 農用地等の区画形質変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業 |
| | (4)農用地開発事業 | 農用地の造成、農用地以外の土地の畑地への地目変換とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更 |

## 変　更　前

| 事業区分 | 事業種類 | 事業内容 |
|---|---|---|
| 1.農業生産基盤整備事業 | (1)農業用用排水施設整備事業 | 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更 |
| | (2)農道整備事業 | 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 |
| | (3)ほ場整備事業 | 農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業 |
| | (4)農用地開発事業 | 農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変更を含む。）とこれに附帯す |

| 変更後 | | | | | | 変更前 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | る施設の新設、廃止又は変更 | |
| | | | (5)農地防災事業 | 農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更 | | | | | (5)農地防災事業 | 農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更 | |
| | | | (6)客土事業 | 農用地につき行う客土 | | | | | (6)客土事業 | 農用地につき行う客土 | |
| | | | (7)暗渠排水事業 | 農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更 | | | | | (7)暗渠排水事業 | 農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更 | |
| | | | (8)農用地の改良又は保全事業 | (1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業 | | | | | (8)農用地の改良又は保全事 | (1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業 | |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2.　農村生活環境整備事業 | (1) 農業集落道整備事業 | 農業集落周辺における農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬に供する農業集落道の整備及び土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備 | 2.農村生活環境基盤整備事業 | (1)農業集落道整備事業 | 農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備及び土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備 | |
| | (2) 営農飲雑用水施設整備事業 | 家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備 | | (2)営農飲雑用水施設整備事業 | 家畜の飼育、園芸作物等栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備 | |
| | (3) 農業集落排水施設整備事業 | 農業用用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設の整備 | | (3)農業集落排水施設整備事業 | 農業用用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設の整備 | |

| 変　更　後 | | | | | | 変　更　前 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | (4) 農業集落防災安全施設整備事業 | 農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、水路防護施設、防火水槽等の整備 | | | | | (4)農業集落防災安全施設整備事業 | 農業集落の防災と安全を図るため必要な土留、防護棚、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 | |
| | | | | (5) 用地整備事業 | ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設・農業近代化施設、公用・公共施設の用地の整備 | | | | | (5)用地整備事業 | 農業近代化施設、公用・公共施設等の用地の整備 | |
| | | | | (6) 活性化施設整備事業 | 農業生産活動等の拠点として利用されることにより農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備 | | | | | (6)活性化施設整備事業 | 農業生産活動等の拠点として利用されることにより、農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備 | |
| | | | | (7) 地域農業活動拠点施設整備事業 | 農業生産活動、農業生産基盤の維持管理等の拠点として利用される施設の整備 | | | | | (7)集落環境管理施設整備事業 | 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備 | |

| 変　更　後 | | | | | | 変　更　前 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | (8) 集落環境管理施設整備事業 | 農業集落における環境を保全管理するための農山廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備 | | | | (8)交流施設基盤整備事業 | 農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等の整備及びこれらに附帯する施設の整備 | |
| | | | | (９)交流施設基盤整備事業 | 農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設の整備 | | | | (9)情報基盤施設整備事業 | 土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備 | |
| | | | | (10)情報基盤施設整備事業 | 土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備 | | | | (10)市民農園等整備事業 | ほ場の整備その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とする。<br>①　市民農園整備促進法（平成２年法律第 44 号）第条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの | |
| | | | | (11) 市民農園等整備事業 | ほ場の整備その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするもの | | | | | | |

| 変　更　後 | | | | | 変　更　前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ①　市民農園整備促進法（平成 2 年法律第 44 号）第 2 条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの<br>②　集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの<br>③　①又は②に附帯する都市との交流のために必要な施設の整備 | | | | | ②　集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの<br>③　①又は②に附帯する都市との交流のために必要な施設の整備 | |
| | | | | (12) 生態系保全施設等整備事業 | 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設の整備及びその周辺環境の美化を図るための | | | (11) 生態系保全施設等整備事業 | 動植物保護施設、動物保育施設、動物誘導施設、植栽、緩傾斜護岸等生態系の保全に資する施設等の整備 | |
| | | | | | | | | (12) 交換分合事業 | 農用地等の交換分合 | |
| | | | | | | | 3. 特認事業 | 特認事業 | 知事が特に必要と認める事業 | |

| 変　更　後 | | | | | | 変　更　前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 修景施設 | | | | | | |
| | | | （13）　地域資源利活用施設整備事業 | 農村地域における地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設整備 | | | | （新設） | | |
| | | | (14) 施設補強整備事業 | 農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の安全性確保のために必要な補強 | | | | | | |
| | | | (15) 施設環境整備事業 | 農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者･障害者の利用に資するために必要な改修 | | | | | | |
| | | | (16) 歴史的土地改良施設保全整備事業 | 歴史的土地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急 | | | | | | |

| 変　更　後 | | | | | | 変　更　前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備 | | | | （新設） | | |
| | | | (17) 施設集約整備事業 | 集落基盤再編計画に基づく、農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業農村施設の撤去、これに附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道等の撤去及び撤去跡地の整備 | | | | | | |
| | | | （18） 交換分合事業 | 農用地等の交換分合 | | | | | | |
| | | | （19） 集落土地基盤整備事業 | ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業 | | | | | | |

| 変　更　後 | | | | | | 変　更　前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 3. 保全管理等事業 | (1) 高付加価値農業基盤整備事業<br><br>(2) 附帯事業<br><br>(3) 用地整備事業<br><br>(4) 市民農園等整備事業 | 高付加価値農業の営農に必要な用水及び排水対策等<br><br>本事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転<br><br>耕作放棄地等に係る土地を農業近代化施設、公用・公共用施設の用地、森林等として利活用するために必要な用地の整備<br><br>① 耕作放棄地等をア又はイに掲げる農用地として利活用するために行うほ場整備その他農用地の改良若しくは保全のために必要な施設の整備 | | | | | （新設） | | |

| 変　更　後 | | | | | | 変　更　前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ア　市民農園整備促進法(平成２年法律第 44 号)第２条第２項に規定する市民農園の用に供する農用地<br>イ　集落農園の用に供する農用地<br>②　①に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備 | | | | （新設） | | |
| | | | (5) 生態系保全施設整備事業 | 耕作放棄地等に係る土地における自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設及びこれに附帯する施設の整備 | | | | | | |
| | | | (6) 遊水池整備事業 | 耕作放棄地等に係る土地を周辺の優良農地又は土地改良施設等を保全する空間として利活用するために必要な | | | | | | |

| 変　更　後 | | | | | 変　更　前 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 周辺地域からの流水を一時的に貯留する施設及びこれに附帯する施設の整備 | | | | （新設） | | |
| | | (7) 土地改良施設の撤去及び跡地整備 | 保全管理区域において営農上不要になった土地改良施設の撤去及び跡地の整地等の整備 | | | | | | |
| | | (8) 交換分合事業 | 農用地等の交換分合 | | | | | | |
| | ４農業生産基盤整備附帯事業 | 埋蔵文化財調査事業 | 事業区域で行う埋蔵文化財の調査 | | | | | | |

| 変更後 | | | 変更前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業名 | 採択基準 | 補助率 | 事業名 | 採択基準 | 補助率 |
| Ⅰ－３県単独基盤整備促進事業<br>(1) 農業用用排水路整備事業 | 受益面積がおおむね２ヘクタール以上の用排水路の新設又は改良であって、一連の事業費が100万円以上のもの | 工事費の100分の30以内 | Ⅰ－３県単独基盤整備促進事業<br>(1) 農業用用排水路整備事業 | 受益面積がおおむね２ヘクタール以上の用排水路の新設又は改良であって、一連の事業費が100万円以上のもの | 工事費の100分の30以内<br>（別に定めるものにあっては、工事費の100分の50以内） |
| (2) 頭首工整備事業 | 受益面積がおおむね２ヘクタール以上の頭首工の新設又は改良であって、一連の事業費が100万円以上のもの | 工事費の100分の30以内 | (2) 頭首工整備事業 | 受益面積がおおむね２ヘクタール以上の頭首工の新設又は改良であって、一連の事業費が100万円以上のもの | 工事費の100分の30以内 |
| (3) 機械揚水整備事業 | 受益面積がおおむね２ヘクタール以上の固定された機械揚水施設の新設又は改良であって、一連の事業費が100万円以上のもの | 工事費の100分の30以内 | (3) 機械揚水整備事業 | 受益面積がおおむね２ヘクタール以上の固定された機械揚水施設の新設又は改良であって、一連の事業費が100万円以上のもの | 工事費の100分の30以内 |
| (4) 畑地かんがい整 | 受益面積がおおむね２ヘクタール以上の畑地かんがい事業であって、一連の事業費 | 工事費の100分の30以内 | (4) 畑地かんがい整 | 受益面積がおおむね２ヘクタール以上の畑地かんがい事業であって、一連の事業費 | 工事費の100分の30以内 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 備事業 | が１００万円以上のもの | | 備事業 | が１００万円以上のもの | |
| (5) 安全施設整備事業 | 農業用のため池、用排水路、頭首工、揚水機場等及びこれらに付帯する施設への転落防止上必要なフェンス等の安全施設の設置事業であって、一連の事業費が 50 万円以上のもの | 工事費の１００分の 30 以内 | (5) 安全施設整備事業 | 農業用のため池、用排水路、頭首工、揚水機場等及びこれらに付帯する施設への転落防止上必要なフェンス等の安全施設の設置事業であって、一連の事業費が 50 万円以上のもの | 工事費の１００分の 30 以内 |
| (6) ほ場整備事業 | 農用地につき行う区画整備事業及びこれに付帯して行うかんがい排水事業であって、受益面積がおおむね２ヘクタール以上、一連の事業費が１００万円以上のもの | 工事費の１００分の 30 以内 | (6) ほ場整備事業 | 農用地につき行う区画整備事業及びこれに付帯して行うかんがい排水事業であって、受益面積がおおむね２ヘクタール以上、一連の事業費が１００万円以上のもの | 工事費の１００分の 30 以内<br>（別に定めるものにあっては、工事費の１００分の 40 以内） |
| (7) 暗渠排水事業 | 受益面積がおおむね２ヘクタール以上の暗渠排水事業であって、一連の事業費が１００万円以上のもの | 工事費の１００分の 30 以内 | (7) 暗渠排水事業 | 受益面積がおおむね２ヘクタール以上の暗渠排水事業であって、一連の事業費が１００万円以上のもの | 工事費の１００分の 30 以内 |
| (8) 客土事業 | 受益面積がおおむね２ヘクタール以上の客土事業であって、一連の事業費が１００万円以上のもの | 工事費の１００分の 30 以内 | (8) 客土事業 | 受益面積がおおむね２ヘクタール以上の客土事業であって、一連の事業費が１００万円以上のもの | 工事費の１００分の 30 以内 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (9) ため池整備事業 | （１）受益面積がおおむね２ヘクタール以上のため池整備事　業であって、一連の事業費が１００万円以上のもの<br>（２）農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58　号）第8 条に定める農用地区域外の農地を受益地とするものにあっては、人命に対する直接の被害を防止する為に行われるため池の改修又は補強の事業であって、受益面積がおおむね2 ヘクタール以上、一連の事業費が１００万円以上のもの | 工事費の１００分の 30 以内 | (9) ため池整備事業 | （１）受益面積がおおむね２ヘクタール以上のため池整備事　業であって、一連の事業費が１００万円以上のもの<br>（２）農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58　号）第8 条に定める農用地区域外の農地を受益地とするも　のにあっては、人命に対する直接の被害を防止する為に行われるため池の改修又は補強の事業であって、受益面積がおおむね2 ヘクタール以上、一連の事業費が１００万円以上のもの | 工事費の１００分の 30 以内 |
| (10) 農 道整備事業 | （１）農道の改良であって受益面積がおおむね２ヘクタール　以上、かつ、全幅員がおおむね２メートル以上であり一連の事業費が１００万円以上であるもの<br>（２）農道橋の改良であって、永久的構造にそなえた幅員がおおむね２メートル以上のものであり、かつ、受益面積がおおむね２ヘクタールであり一連の事業費が１００万円以上であるもの<br>（３）農業用軌道の設置であって延長がおおむね１００メートル以上であり、かつ、受益面積がおおむね２ヘクタール以上であり一 | 工事費の１００分の 30 以内 | (10) 農 道整備事業 | （１）農道の改良であって受益面積がおおむね２ヘクタール　以上、かつ、全幅員がおおむね２メートル以上であり一連の事業費が１００万円以上であるもの<br>（２）農道橋の改良であって、永久的構造にそなえた幅員がおおむね２メートル以上のものであり、かつ、受益面積がおおむね２ヘクタールであり一連の事業費が１００万円以上であるもの<br>（３）農業用軌道の設置であって延長がおおむね１００メートル以上であり、かつ、受益面積がおおむね２ヘクタール以上であり一 | （１）工事費の１００分の 30 以内<br>（２）県過疎地域内等にあっては工事費の１００分の 50 以内 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 連の事業費が 50 万円以上のもの<br>（４）下記に掲げる軽微な改良であって一連の事業費が 50 万円以上のもの<br>・農道の維持補修<br>・安全施設、安全標識及び待避場の設置<br>・橋梁塗装等<br>（５）農道橋、トンネルの点検診断及び保全計画の策定 | | | 連の事業費が 50 万円以上のもの<br>（４）下記に掲げる軽微な改良であって一連の事業費が 50 万円以上のもの<br>・農道の維持補修<br>・安全施設、安全標識及び待避場の設置<br>・橋梁塗装等<br>（５）橋長 15 メートル以上の農道橋の点検診断及び保全計画の策定 | |
| (11) 地すべり防止事業 | 受益面積がおおむね1 ヘクタール以上の地すべり防止事業であって、排水設備に要する経費を除いた一連の事業費が 50 万円以上のもの | 排水設備に要する経費を除いた工事費の１００分の 30 以内 | (11) 地すべり防止事業 | 受益面積がおおむね1 ヘクタール以上の地すべり防止事業であって、排水設備に要する経費を除いた一連の事業費が 50 万円以上のもの | 排水設備に要する経費を除いた工事費の１００分の 30 以内 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事　業<br>名 | 採　　択　　基<br>準 | 補　　助<br>率 | 事　業<br>名 | 採　　択　　基<br>準 | 補　　助<br>率 |
| Ⅰ－４<br>農業水利施設整備・診断事業 | １　水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）又は農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）に基づく農業用用排水路等の整備であって、以下の基準を満たすものであること<br><br>（ア）1 地区あたりの事業費の合計が 200 万以上<br>（イ）1 地区あたりの受益者数が農業者 2 者以上<br><br>２　水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号）又は農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）の実施に関する次の業務<br>（１）　農業水利施設の機能診断調査及び機能保全計画策定<br>（２）　（１）に掲げる業務遂行のため必要な調査・検討業務等 | （１）事業費の 100 分の 55 以内<br>ただし、中山間地域等において行うものにあっては、事業費の 100 分の 60 以内<br><br>２に掲げる業務に要する経　費の１００分の 100 以内 | Ⅰ－４水と農地いきいき推進事業調査<br>(1)調査事業 | １　次に掲げる事業の実施に係る調査設計、調査計画事業<br>（１）事業名の欄のⅠ－1　基盤整備事業のうち(1)土地基盤の整備、Ⅰ－2（1)集落基盤整備事業のうち 1.農業生産基盤整備事業並びにⅢ－1 農業集落排水事業<br>（２）非補助土地改良事業助成措置要綱（昭和 33 年 10 月 8　日付け 33 農地第 3814 号農林事務次官通達（以下「非補助要綱」という。））に定める事業のうち次に掲げるもの<br>ア　非補助要綱第 2　の 1　の(2)のｲ のほ場整備事業又はかんがい排水事業であって受益面積が 1　団地おおむね 20 ヘクタール以上のもの<br>イ　非補助要綱第 2　の 1　の(2)のｲ の暗渠排水事業であって受益面積が 1　団地おおむね 20 ヘクタール以上の完全暗渠のもの<br>ウ　非補助要綱第 2　の 1　の(2)のｱ の農道事業で、急傾斜　地帯において行うものにあっては延長がおおむね 500 メートル以上のもの、急傾斜地帯以外の地帯において行うものにあってはずい道、橋梁等特殊な | （１）及び（２）に掲げる事業の調査設計に要する経費の１００分の 55 以内 |

| 変　更　後 | | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ３　農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）に基づく施設情報整備・共有化対策 | ３に掲げる業務に要する経費の 100 分の 50 以内 | | 工作物の含まれるおおむね 1,000 メートル以上のもの<br>（３）事業名欄のⅡ－１のため池等整備事業<br><br>２　水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）、農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官通達）又は農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官通達）の実施に関する次の業務<br>（１）農業水利施設の機能診断調査<br>（２）農業用水利施設整備計画の作成<br>（３）（１）及び（２）に掲げる業務の遂行のため必要な調査研究等<br>（４）土地改良施設の点検調査<br>（５）耐震診断及びハザードマップの作成<br>（６）その他事業の推進のために必要な業務 | （３）に掲げる事業の調査設計に要する経費の 100 分の 100 以内<br>２に掲げる業務に要する経　費の 100 分の 100 以内 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | （削除） | | (2)農業基盤総合整備支援事業調査事業 | １　農村振興基本計画が策定されている地域及び当該年度内に策定見込みのある地域であって、かつ、次に掲げる事業の実施にかかる調査設計<br>（１）事業名欄のＩ－２　農業基盤総合整備支援事業のうち（１）集落基盤整備事業<br>（２）事業名欄のＩ－２　農業基盤総合整備支援事業のうち（２）中山間地域総合整備事業<br><br>２　農村振興基本計画に即して、主に整備対象とする地域の　諸条件について現況把握等を行い、これに基づき各事業に対応する必要な事項についての調査及び検討を行い策定するもの | 事業費の 100 分の 55 以内 |
| | | | (3)農村総合整備推進事業 | 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年４月１日付け 21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 10-1（農業集落排水事業に係る運用）第２の２の(3)に基づく機能診断及び最適整備構想の策定 | 業務に要する経費の１００分の１００以内（ただし、機能診断に係る交付額は一処理区当たり 200 万円、最適整備構想の策定に係る交付額は一市町村あたり 500 万円をそれぞれ上限とする。） |

## 変　更　後

| 事　業　名 | 採　択　基　準 | 補　助　率 |
|---|---|---|
| １－５調査計画 | 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号）及び、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号）、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号）に基づき、市町村等が実施する次のもの<br><br>（１）　実施計画策定<br><br>（２）　経営体育成促進換地等調整 | <br><br><br><br><br><br><br>事業費の 100 分の 55 以内<br>ただし、中山間地域等において行うものにあっては、事業費の 100 分の 60 以内 |

## 変　更　前

| 事　業　名 | 採　択　基　準 | 補　助　率 |
|---|---|---|
| Ｉ－５農地環境整備計画策定事業 | ①五法指定地域に該当する市町村又はこれに準ずる地域であって知事が特に必要と認める市町村<br>②野生鳥獣による農作物被害がある地域<br>③耕作放棄地が介在する地域 | 事業費の 100 分の 50 以内 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （Ⅱ－防災対策　事業）<br>Ⅱ－１ため池等整備事業 | 農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号）及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）に基づく以下のもの<br><br>（１）　築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含み、防災重点農業用ため池に限る。）、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修であって、その総事業費がおおむね２００万円以上のもの<br>（２）　ため池のしゅんせつ工事は、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものであって、次のいずれかに該当するものとする。<br>ア　流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、次のいずれかの要因に該当するもの<br>（ア）貯水量がおおむね 30 万立方メートル以上のものであって、貯水量に対する堆砂率がおおむね 10 パーセント以上のもの<br>（イ）貯水量がおおむね 10 万立方メートル以上 30 | （１）工事費の１００分の 60 以内<br>ただし、中山間地域等又は農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年２月 26 日付け 24 農振第 2114 号）に基づき実施するもので防災工事等基本指針（令和２年９月 30 日農林水産省告示第 1845 号）第３の２（１）に該当するため池（以下、「特認ため池」 | （Ⅱ－農地防災事業）<br>Ⅱ－１ため池等整備事業 | （１）築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含み、防災重点農業用ため池に限る。）、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修であって、その総事業費がおおむね２００万円以上のもの<br>（２）ため池のしゅんせつ工事は、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものであって、次のいずれかに該当するものとする。<br>ア　流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、次のいずれかの要因に該当するもの（代替工事として嵩上げ工事を含む。）<br>（ア）貯水量がおおむね 30 万立方メートル以上のものであって、貯水量に対する堆砂率がおおむね 10 パーセント以上のもの<br>（イ）貯水量がおおむね 10 万立方メ | （１）工事費の１００分の 60 以内<br>ただし、中山間地域等又は農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年２月 26 日付け 24 農振第 2114 号）に基づき実施するもので防災工事等基本指針（令和２年９月 30 日農林水産省告示第 1845 号）第３の２（１）に該当するため池（以下、「特認ため池」という。）において行われるものにあっては、工事費の 100 分の 65 以内<br>（２）工事費の 100 分の 60 以内<br>ただし、中山間地域等又は特認ため池において行われるも |

## 変　更　後

万立方メートル未満、堤高がおおむね 10 メートル以上のものであって、かつ、堆砂量がおおむね3 万立方メートル以上のもの

イ　池敷内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね 1,000 平方メートル以上のもの

（３）　ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るために安全施設の整備を行うもので、その総事業費が２００万円以上のもの

（４）　防災重点農業用ため池の廃止を行うものであって想定　被害額（農外）が 500 万円以上のもの

| 堤高 | ①基本 | ②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 下流水路の整備延長 | |
| | | | 20m 以上 500m 未満 | 500m 以上 |
| 5m 未満 | 1,000 万円 | 3,000 万円 | 6,000 万円 | 8,000 万円 |
| 5m 以上 10m 未満 | 2,000 万円 | 4,000 万円 | 7,000 万円 | 9,000 万円 |
| 10m 以上 | 3,000 万円 | 6,000 万円 | 9,000 万円 | 11,000 万円 |

という。）において行われるものにあっては、工事費の 100 分の 65 以内

（２）工事費の 100 分の 60 以内

ただし、中山間地域等又は特認ため池において行われるものにあっては、工事費の１００分の 65 以内

（３）安全施設は１００分の 55 以内

ただし、中山間地域等又は特認ため池において行われるものにあっては、工事費の１００分の 60 以内

## 変　更　前

ートル以上 30 万立方メートル未満、堤高がおおむね 10 メートル以上のものであって、かつ、堆砂量がおおむね3 万立方メートル以上のもの

イ　池敷内の土地造成に係るものであって、当該土地が　公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね 1,000 平方メートル以上のもの

（３）ため池等の農業用用排水施設の保全及び利活用上必要な施設の新設又は改修であって（１）の工事と併せて行うもの（以下「ため池等利活用保全施設整備事業」という。）

（４）ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るために安全施設の整備を行うもので、その総事業費が２００万円以上のもの

（５）防災重点農業用ため池の廃止を行うものであって想定　被害額（農外）が 500 万円以上のもの

（６）災害時等ため池の状況を速やかに把握するための水位計等の管理施設の整備、ため池の防災機能を確保するために必要な施設の軽微な対策やため池の監視・管理に必要な技術習得の研

のにあっては、工事費の１００分の 65 以内

（３）ため池等利活用保全施設は１００分の 60 以内

（４）安全施設は１００分の 55　以内

ただし、中山間地域等又　は特認ため池において行われるものにあっては、工事　費の１００分の 60 以内

（５）工事費の 100 分の 100

限度額

堤高 5m 未満　３千万円/箇所

堤高 5m～10m 未満　４千万円/箇所

堤高 10m 以上　６千万

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | （５）　災害を未然に防止するために必要な水位計等の観測機器の設置等、ため池の防災機能を確保するために必要な施設の軽微な補修等の緊急対策やため池の監視・管理体制の強化に資する活動を行うもの<br><br>（６）水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け 2 農振第 3534 号）の実施に関する次の業務。下流への被害の軽減を図るため、ため池の状況を速やかに把握する監視カメラ等の ICT 機器の管理および水位低下等を行うもの | （４）定額<br>限度額は表Ⅱ-1 のとおり<br><br>（５）定額<br><br>（６）事業費の１００分の 50 以内 | | 修の開催や管理体制を強化する活動を行うもの<br><br>（７）水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け 2 農振第 3534 号）の実施に関する次の業務。<br>　ため池への被害の軽減を図るため、ため池の状況を速やかに把握する監視カメラ等の ICT 機器の管理および水位低下等をする活動を行うもの | 円/箇所<br>（６）　定額助成<br><br>（７）事業費の１００分の 50 以内 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅱ－２農業用河川工作物応急対策事業 | 農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号）及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）に基づく以下の業務<br>（１）　国の直轄管理区間及び知事の管理区間の河川で、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている、頭首工、水門、樋門、橋梁等農業用河川工作物及びこれらと一体である護岸、擁壁等の附帯施設を対象とする整備補強、撤去又は撤去に伴う整備。<br>（２）　実施計画策定 | （１）(総事業費5，000 万円未満)<br>工事費の１００分の 82 以内<br>ただし中山間地域等においては工事費の 100 分の 87 以内<br>（総事業費5，000万円以上１億未満）<br>工事費の１００分の 92 以内<br>ただし、中山間地域等においては工事費の 100 分の 97 以内<br>（２）定額 | Ⅱ－２農業用河川工作物応急対策事業 | （１）国の直轄管理区間及び知事の管理区間の河川で、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている、頭首工、水門、樋門、橋梁等農業用河川工作物及びこれらと一体である護岸、擁壁等の附帯施設を対象とするもの<br>（２）洪水等による災害の未然防止を図るために、当該農業用河川工作物等を、整備補強、撤去又は撤去に伴う整備をする必要があるもの<br>（３）総事業費がおおむね８００万円以上１億円未満のもの | （１）工事費の１００分の 82 以内<br>（総事業費5，000万円未満）<br>（２）工事費の１００分の 92 以内<br>（総事業費5，000万円以上） |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅱ－３<br>調査計画 | 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号）、農村地域防災減災事業実施要綱（平成２５年２月２６日付け２４農振第２１１４号）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成３０年３月３０日付け２９農振第２７１１号）に基づき、市町村等が実施するもの<br><br>（１）　調査計画の策定<br>（２）　耐震、劣化、豪雨調査<br>（３）　土地改良施設の点検調査及びハザードマップの作成<br>（４）　その他事業推進に必要な調査・検討業務 | （１）～（４）に要する経費の定額 | | （新設） | |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （Ⅲ－農村整備事業）<br>Ⅲ－１農業集落排水事業 | 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）及び農村整備事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2736 号）に基づく次の業務<br><br>（１）　整備<br>農業集落排水施設等の整備又は改築<br>（２）　（１）を実施するための調査及び計画の策定<br>（３）　最適整備構想の策定<br>農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画の策定 | （１）工事費の１００分の 55 以内<br><br>（２）工事費の１００分の 55 以内<br><br>（３）　定額<br>ただし、機能診断に係る交付額は、1 処理区当たり 200 万円、最適整備構想の策定に係る交付額は、1 構想当たり次の式により算出された額（当該額が 800 万円を超えるときにあっては 800 万円）をそれぞれとする。<br>交付限度額＝処理区数×100 万円＋200 万円 | （Ⅲ－農村整備事業）<br>Ⅲ－１農業集落排水事業 | 農業用用排水の水質の保全又は農業用用排水施設の機能維持を図るために行う汚水、汚泥又は雨水を処理する施設及びこれに付帯する施設の整備又は改築。受益戸数がおおむね 20 戸以上の施設を原則とし、排水路末端の受益戸数は2 戸以上のもの。汚水処理施設は原則として、処理対象施設人口おおむね1，000人程度に相当する規模以下のもので、汚泥等の還元利用を目的としたものを含む。改築の場合は、当該改築に要する費用の額が２００万円以上であって、所定の要件に該当するもの | （１）工事費の１００分の 50 以内 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅲ－２地域用水環境整備事業 | 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）に基づき、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進等に資する施設の整備を地域用水事業計画に基づき総合的に行う以下の基準を満たすもの<br><br>（１）　整備<br>ア　事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係るほかの地域計画等から、事業を実施することが適当を認められること<br>イ　事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること<br>ウ　総事業費が 5 千万以上であること | （１）工事費の１００分の 55 以内 | Ⅲ－２水環境整備事業 | 水環境整備計画に即して作成される水環境整備事業計画に基づき実施されるものであって、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、これら施設の有する水辺空間等を活用した快適な生活環境の整備を行うもので、次の要件のすべてに該当することとする。<br>ア　事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴　　史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること。<br>イ　事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。<br>ウ　総事業費が5 千万円以上であること。 | （１）工事費の１００分の 55 以内 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅲ－３<br>農村資源エネルギー支援事業 | （１）水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号）に基づく以下の内容<br>高効率設備の導入や既存施設の統廃合等による省エネルギー化、小水力等の再生可能エネルギー利用のための整備<br><br>（２）水利施設管理強化事業実施要綱（令和 3 年 3 月 29 日付け 2 農振第 3534 号）及び基幹水利事業実施要綱（平成 8 年 7 月 31 日付け 8 構改 A 第 595 号）の実施に関する次の業務<br>国営造成施設及び国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等を対象として農業水利施設の省エネルギー化を図るもの | （１）事業費の１００分の 55 以内<br>ただし、中山間地域等において行うものにあっては、事業費の 100 分の 60 以内<br><br>（２）定額 | Ⅲ－３<br>水環境整備事業<br>実施計画事業 | 水環境整備事業を実施する予定の地区で、整備計画を作成する区域を対象とする。<br>実施計画は、対象とする区域の自然環境、社会環境、農業水利施設の現況等に関する所要の調査を実施し、その結果に基づいて整備計画を作成することを内容とする。 | 実施計画に要する経費の１００分の 55 以内 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （削除） | （削除） | | Ⅲ－４農村資源エネルギー支援事業 | （１）施設の管理軽減や農村地域の活性化、災害などの緊急時の自主電源への活用等を図るため、農業水利施設等の農村資源を活かした再生可能エネルギーによる発電施設の整備<br>（２）農村資源を活用したエネルギー導入の検討に要する経費<br>（３）水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け 2 農振第 3534 号）及び基幹水利施設管理事業実施要綱（平成 8 年 7 月 31 日付け 8 構改 A 第 595 号農林水産事務次官通達）の実施に関する次の業務<br>　国営造成施設及び国営付帯県営造成施設を管理する土地改良区等を対象として農業水利施設の省エネルギー化を図るもの | （１）の業務に要する経費の１００分の 50 以内<br>（２）の業務に要する経費の１００分の 100 以内（定額）<br>（３）の業務に要する経費の１００分の 100 以内（定額） |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅳ－（その他土地改良事業）<br>Ⅳ－１<br>水利施設管理強化事業 | 水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け２農振第 3534 号）により、水利施設管理強化計画に基づき土地改良区等が管理する国営及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設の管理を行うもの | 事業費の 100 分の 50 以内 | （Ⅳ－その他土地改良事業）<br>Ⅳ－１土地改良施設修繕保全事業 | （１）国営土地改良事業又は県営土地改良事業により造成された施設のうち、ダム、頭首工、揚水機場及び排水機場に係る基幹用排水路を対象とするもの<br>（２）当該基幹水利施設の機能の維持保全及び安全管理の徹底のため緊急に整備補修を行う必要があるもの<br>（３）事業費がおおむね2，500万円以上のもの | （１）工事費の３分の２以内 |
| Ⅳ－２<br>棚田地域振興緊急対策事業 | 棚田地域振興緊急対策交付金実施要綱（令和２年１月 30 日付け元農振第 2710 号）の実施に関する次の業務<br>（１）棚田地域振興法８条に規定する指定棚田地域振興協議会の組織、活動計画の策定<br>（２）活動計画に基づく取組の実施に必要な事業 | （１）定額<br>ただし、１地区あたり 250 万円以内<br>（２）定額（55％相当）<br>１地区あたり 200 万円以内又は 10 アールあたり５万円のうちいずれか小さい方 | Ⅳ－２<br>国営造成施設管理体制整備促進事業 | 《管理体制整備型》<br>国営造成施設（大和高原北部地区）を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮等に対応した管理体制の整備を図るもの（事業主体は、市町村のみ）<br>（１）推進事業<br>協議会の活動等を通じた地域における協議調整や合意形成を図るもの<br>（２）支援事業<br>多面的機能の発揮を対象とした管理 | （１）事業費の１００分の 50 以内 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | の実践に対する支援を行うもの<br><br>以上の事業について、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱（昭和 60 年 4 月 26 日付け 60 構改 D 第 302 号農林水産事務次官依命通知）又は水利施設管理強化事業（令和３年３月 29 日付け 2 農振第 3534 号）による事業を実施するもの | |
| （削除） | （削除） | | Ⅳ－３ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 | 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官通達）の実施に関する次の業務<br>（１）団体営事業等で造成された農業用用排水施設等（以下「団体営造成施設等」という。）に関する当該施設の機能診断及び機能保全計画策定に必要な各種業務<br>（２）団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事の実施に関する業務<br>（３）団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事の実施に関する業務 | 工事費の 100 分の 55 以内 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （削除） | （削除） | | Ⅳ－４<br>農業用水路等長寿命化事業 | 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号）又は農業用水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）の長寿命化対策に資する農業用用排水路施設等の整備であって、総事業費 200 万円以上のもの | 工事費の 100 分の 55 以内<br>ただし、中山間地域等において行われるものにあっては、工事費の 100 分の 60 以内 |
| | | | Ⅵ－５<br>資産評価データ整備事業 | 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号）における国で策定した資産評価マニュアル（平成 31 年 2 月 14 日付け 30 農振第 2941 号農林水産省農村振興局整備部長通知）等に基づく資産評価に必要なデータの整理および土地改良施設台帳の作成等に関する業務 | 定額助成<br>（令和 2 年度まで） |
| | | | Ⅳ－６<br>棚田地域振興緊急対策事業 | 棚田地域振興緊急対策交付金実施要綱（令和 2 年 1 月 30 日付け元農振第 2710 号）の実施に関する次の業務<br>（１）棚田地域振興法８条に規定する指定棚田地域振興協議　会の組織、活動計画の策定<br>（２）活動計画に基づく取組の実施に必要な事業 | （１）定額助成<br>ただし、１地区あたり 250 万円以内<br>（２）定額（55%相当）<br>１地区あたり 200 万円以内又は 10 アールあたり 5 万円のうちいずれか小さい方 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅳ－３<br>土地改良施設突発事故復旧事業 | 土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号）の突発事故の発生した土地改良施設の復旧及び当該復旧に必要な工事であって、総事業費 200 万円以上のもの | 工事費の 100 分の 55 以内<br>ただし、中山間地域等において行われるものにあっては、工事費の 100 分の 60 以内 | Ⅳ－７<br>土地改良施設突発事故復旧事業 | 土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号）の突発事故の発生した土地改良施設の復旧及び当該復旧に必要な工事であって、総事業費 200 万円以上のもの | 工事費の 100 分の 55 以内<br>ただし、中山間地域等において行われるものにあっては、工事費（緊急応急工事費を含む）の 100 分の 60 以内 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （Ｖ－土地利用調整事業）<br>Ｖ－１農業経営高度化支援事業 | 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2065 号）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2308 号）、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号）に基づき実施される農業経営高度化支援事業及び水利施設等保全高度化事業に関する次の業務<br><br>（１）高度土地利用調整事業のうち、調査・調整事業<br>・関係農家の意向調査活動<br>・土地利用調整活動<br>・関係機関との調整等、高度経営体の育成及び高度経営体への農地の利用集積に関係する調査・調整活動<br>（２）中心(高度)経営体集積促進事業<br>・中心(高度)経営体への農地の利用集積に向けた促進支援<br>・農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進 | （１）業務に要する経費の 100 分の 75 以内<br><br>（２）中山間地域等において　行うものにあっては（１）の規定にかかわらず、業務に要する経費の 100 分の 77.5 以内<br><br>（３）事業主体が土地改良区の場合は（１）の規定にかかわらず、業務に要する経費の 100 分の 100 以内<br>ただし、事業主体が市町村の場合であって農地中間管理機構関連農地整備事業により行うものは、業務に要する経費費の 100 分の 87.5 以内 | （Ｖ－土地利用調整事業）<br>Ｖ－１農業経営高度化支援事業、水利施設等保全高度化事業 | 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2065 号農林水産事務次官通知）、農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2018 号農林水産省農村振興局長通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2308 号農林水産事務次官通知）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2309 号農林水産省農村振興局長通知）、水利施設保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施される農業経営高度化支援事業及び水利施設等保全高度化事業に関する次の業務<br><br>（１）高度土地利用調整事業<br>調査・調整事業<br>・関係農家の意向調査活動<br>・土地利用調整活動<br>・関係機関との調整等高度経営体の | （１）業務に要する経費の 100 分の 75 以内<br><br>（２）中山間地域等において　行うものにあっては（１）の規定にかかわらず、業務に要する経費の 100 分の 77.5 以内<br><br>（３）事業主体が土地改良区の場合は（１）の規定にかかわらず、業務に要する経費の 100 分の 100 以内<br>ただし、事業主体が市町村の場合であって農地中間管理機構関連農地整備事業により行うものは、業務に要する経費費の 100 分の 87.5 以内 |

| 変　更　後 | | | 変　更　前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 育成及び高度経営<br>体への農地の利用集積に関係する調査・調整活動<br>（２）中心(高度)経営体集積促進事業<br>・中心(高度)経営体への農地の利用集積に向けた促進支援 | |

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

## 変　更　後

第１号様式（第６条関係）

土地改良事業補助金交付申請書

○　○　第　　号
令和○○年○○月○○日

奈良県知事　殿

住　　所　○○○○○町○○番地
事業主体　○○○
代 表 者　○○○長　○○　○○

下記のとおり土地改良事業を施行したいので、奈良県土地改良事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

| | |
|---|---|
| 年度 | |
| 事業名 | |
| 地区名 | |
| 補助金額 | 円 |

添付書類
（１）　事業計画書と実施計画を含む経費の配分及び収支予算書（第２号様式）
（２）　位置図（別表Ⅰ－３及びⅡ－１の事業に限る）
（３）　地区一覧（別表Ⅰ－４の２及びⅡ－３の事業に限る。）（第３号－１様式）

## 変　更　前

第１号様式（第６条関係）

土地改良事業補助金交付申請書

○　○　第　　号
令和○○年○○月○○日

奈良県知事　殿

住　　所　○○○○○町○○番地
事業主体　○○○
代 表 者　○○○長　○○　○○

令和○○年度において土地改良事業を施行したいので、奈良県補助金等交付規則第３条及び奈良県土地改良事業補助金交付要綱第６条の規定により、補助金金○○○○○円の交付を関係書類を添えて申請します。

記

１　事　業　名

２　地　区　名

添付書類
（１）　経費の配分及び事業計画の概要（第２号様式）
（２）　収支予算書（第３号様式）
（３）　実施計画書
（４）　その他（交付要綱第６条第５号の規定による書類）
（５）　位置図
（６）　地区一覧（別表Ⅰ－４の（１）の２の事業に限る。）

# 奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月17日改正

## 変　更　後

第２号様式（第６条関係）

### 経　費　の　配　分　及　び　収　支　予　算　書（土地改良事業補助金交付申請）

| 事業名 | 地区名 | 施行年度 | 本年度補助金額（円） | 事業費（円） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 総事業費 | 前年度迄 | 本年度 | 翌年度以降 |
| | | | | | | | |

| 補助事業における | |
|---|---|
| 着手予定月 | 完了予定月 |
| | |

| 事業計画（実施計画） | | | 収入（円） | | | | | 支出（円） | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工種・事業内容 | 事業量 | 事業費（円） | 国 | 国庫補助率 | 県 | 市町村 | その他 | 工事費 | 測量試験費 | 用地買収及び補償費 | 換地費 | |
| ① | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| ② | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| ③ | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| ④ | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| ⑤ | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| 計 | | | | | | | | | | | | |

## 変　更　前

第２号様式（第６条及び第１４条関係）

### 経　費　の　配　分　及　び　事　業　計　画　の　概　要　（　補　助　事　業　の　成　果　）

| 事業名 | | 地区名 | | 施工年度 | |
|---|---|---|---|---|---|

| 工種 | 費目 | 総量 | | 前年度迄 | | 本年度 | | | | | | | 翌年度以降 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業量 | 事業費 | 事業量 | 事業費 | 事業量 | 事業費 | 国庫補助金 | 国庫補助率 | 国庫補助金以外の財源 県費 | 市町村費 | 土地改良区 | 事業量 | 事業費 | |
| | | | 円 | | 円 | | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | | 円 | |
| | 純工事費 | | | | | | | | | | | | | | 工期 令和　年　月 |
| | 測量試験費 | | | | | | | | | | | | | | ～ |
| | 用地買収及補償費 | | | | | | | | | | | | | | 令和　年　月 |
| | 換地費 | | | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| | 工事費　小計 | | 0 | | 0 | | 0 | 0 | | | | 0 | | 0 | |
| | 純工事費 | | | | | | | | | | | | | | 工期 令和　年　月 |
| | 測量試験費 | | | | | | | | | | | | | | ～ |
| | 用地買収及補償費 | | | | | | | | | | | | | | 令和　年　月 |
| | 換地費 | | | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| | 工事費　小計 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 工　事　費　計 | | 0 | | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | |

注）備考欄の工期について、完了時は年月日で記載すること。

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |
| 削除 | 第２号－１様式（第６条及び第１４条関係）<br>実施計画（又は計画実績）<br>経費の配分及び事業計画の概要（又は補助事業の成果）<br>（市町村名　地域名　調査主体　調査項目　調査計画費　算出根拠　国庫補助金　県負担　市町村負担　備考）<br>（合　計）<br>（注）算出根拠は支出科目ごとに積算すること。 |

# 奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

## 変　更　後

第２－１号様式（第６条関係）

経費の配分及び収支予算書　（土地改良事業補助金交付申請）

| 事業名 | 地区名 | 交付決定年度 | 本年度補助金額（円） | 中心経営体集積促進事業事業費 | | | | 前年度末集積率（%） | 助成率（%） | 補助事業における |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 総事業費 A | 前年度迄 B | 本年度 C | 翌年度以降 D=A-B-C | | | 着手予定月 / 完了予定月 |
| 中心経営体集積促進事業 | | | | | | | | | | |

事業計画（実施計画）

| 工種・事業内容 | 事業量 | 事業費 a+b+d+e+f | 国 b=a×c | 国庫補助率 c | 収入 県 d | 市町村 e | その他 f | 支出 工事費 | 測量試験費 | 用地買収及び補償費 | 換地費 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | 0 | | | | | | | | | |

添付書類：前年度末の集積状況がわかる書類を添付

中心経営体集積促進事業事業における目的を選択し、□にチェックする。

- □ 当該農地整備事業の受益地における土地改良事業（当該農地整備事業以外の土地改良事業を含む。）の負担金の償還費
- □ 農地集積・集約化を加速するための工事の通年施行に係る調整経費
- □ 土地改良区等が単独で行う土地改良施設又は農地の整備費
- □ ほ場の均平、暗渠排水の機能保全等のための機械器具費
- □ その他、農地の集積・集約化の促進に必要と認められる経費（人件費・事務費等の経常的経費は不可）

## 変　更　前

第２号－２様式（中心経営体集積促進事業）

経費の配分及び事業計画の概要（補助事業の成果）

１　事業の目的

２　事業の内容

| 地区名 | 前年度末集積率 | 助成率 | 総事業費（中心経営体集積促進事業）A | 前年度まで事業費 B | 今年度事業費 C＝A－B |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 円 | 円 | 円<br>0 |

| 事業費 C＝a＋b＋c | 国費 a | 県費 b | 市町村費 c | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 円<br>0 | 円 | 円 | 円 | |

（注）

・事業の目的は、経営体育成基盤整備事業に関する以下の内容とする。

- ○ 当該農地整備事業の受益地における土地改良事業（当該農地整備事業以外の土地改良事業を含む。）の負担金の償還費
- ○ 農地集積・集約化を加速するための工事の通年施行に係る調整経費
- ○ 土地改良区等が単独で行う土地改良施設又は農地の整備費
- ○ ほ場の均平、暗渠排水の機能保全等のための機械器具費
- ○ その他、農地の集積・集約化の促進に必要と認められる経費（人件費・事務費等の経常的経費は不可）

・前年度末の集積状況がわかる書類を添付

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |
| 削除 | 第２号―３様式（棚田地域振興緊急対策事業）<br><br>経費の配分及び事業計画の概要（事業の成果）<br><br>１ 事業の目的<br><br>２ 事業の内容及び計画<br><br>３ 経費の配分及び負担区分 |

| 区　分 | 交付事業に要する経費 | 負　担　区　分 | | | | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | | 国庫交付金 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | |
| １ 調査・体制づくり<br>２ 周辺環境整備 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 合計 | | | | | | |

（注）備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は、「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |
| 削除 | 第３号様式（第６条関係）<br><br>収　支　予　算　書<br><br>事業名　：<br>地区名　：<br><br>１　収入の部<br>（単位：円）<br><br>科　　目 ／ 予算額 ／ 摘　　要<br>県補助金 ／ ／ ／<br>／ ／ ／<br>／ ／ ／<br>／ ／ ／<br>計 ／ 0 ／ ／<br><br>２　支出の部<br>（単位：円）<br><br>科　　目 ／ 予算額 ／ 摘　　要<br>／ ／ ／<br>／ ／ ／<br>／ ／ ／<br>／ ／ ／<br>計 ／ 0 ／ ／ |

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |
| 削除 | 第６条関係様式<br>実施計画書<br>事業名：　　地区名：<br>施工箇所：　　事業主体名：　　担当課名：<br>当該年度実施計画<br>工種 / 本年度事業量 / 工事名 / 事業量 / 金額（千円） / 事業内容<br>計　0<br>(1) 必要に応じて図面を添附すること。<br>(2) 工事雑費及び事務費を除く |

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |
| 削除 | 第１１条関係様式<br>変更実施計画書<br>事業名：　　地区名：<br>施工箇所：　　事業主体名：　　担当課名：<br>当該年度変更実施計画<br>工種 / 本年度事業量 / 工事名 / 事業量 / 金額（千円） / 事業内容<br>（　　）　（　　）　（　　）<br>計　（　　0）<br>0<br>(1) 必要に応じて図面を添附すること。<br>(2) 工事雑費及び事務費を除く |

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |
| 削除 | 第６、１１、１４条関係様式<br>図　面 ／ 縮　尺 ／ 1／<br>事業主体名 ／ 地区名 ／ 工 種<br>・平面図や標準横断図を記入する<br>・現況地盤線を記入する<br>・計画横断には、寸法を記入（幅員、擁壁高、水路幅等）する<br>・工事箇所を赤色で着色する |

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |
| 削除 | 第６、１１、１４条関係様式<br>写　　真<br>事業主体名　　地区名　　工 種<br>写 真 番 号：１<br>写 真 番 号：２ |

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |

第３－１号様式

| 整理番号 | 地区名 | ふりがな | 所在地 | 受益面積(ha) |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

第3号－1様式

| 整理番号 | 地区名 | ふりがな | 所在地 | 受益面積(ha) |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

## 変　更　後

第４号様式（第９条関係）

事業中止（廃止）承認申請書

○　○　第　　号
令和○○年○○月○○日

奈良県知事　殿

住　　所　○○○○○町○○番地
事業主体　○○○
代 表 者　○○○長　○○　○○

下記のとおり中止（廃止）したいので、奈良県土地改良事業補助金交付要綱第９条の規定により申請します。

記

| | |
|---|---|
| 年度 | |
| 事業名 | |
| 地区名 | |
| 指令日 | |
| 指令番号 | |

中止（廃止）理由

## 変　更　前

第５号様式（第１０条関係）

事業中止（廃止）承認申請書

○　○　第　　号
令和○○年○○月○○日

奈良県知事　殿

住　　所　○○○○○町○○番地
事業主体　○○○
代 表 者　○○○長　○○　○○

令和○○年○○月○○日付け奈良県指令○○第○○号で補助の指令を受けた令和○○年度土地改良事業については、下記のとおり中止（廃止）したいので、奈良県土地改良事業補助金交付要綱第１０条の規定により申請します。

記

１　事　業　名

２　地　区　名

３　中止（廃止）理由

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

## 変　更　後

第５号様式（第10条関係）

土地改良事業変更承認申請書

○　○　第　　号
令和○○年○○月○○日

奈良県知事　殿

住　　所　○○○○○町○○番地
事業主体　○○○
代 表 者　○○○長　○○　○○

第６号様式の理由書に記載した理由により事業の内容および経費の配分を変更したいので、奈良県土地改良事業補助金交付要綱第１０条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

| | |
|---|---|
| 年度 | |
| 事業名 | |
| 地区名 | |
| 指令日 | |
| 指令番号 | |
| 増減補助金 | （例：○○円増額、○○円減額） |

（注）（１）金額の変更のない場合は［　］を除く。
（２）関係書類とは、第6号様式及び第７号様式（事業名欄Ⅴ－１(2)の事業においては、第7-1号様式）とする。

## 変　更　前

第６号様式（第１１条関係）

土地改良事業変更承認申請書

○　○　第　　号
令和○○年○○月○○日

奈良県知事　殿

住　　所　○○○○○町○○番地
事業主体　○○○
代 表 者　○○○長　○○　○○

令和○○年○○月○○日付け奈良県指令○○第○○号で補助の指令を受けた令和○○年度土地改良事業の実施について、別紙の理由書に記載した理由により事業の内容および経費の配分を変更し［金○○○○○円の追加交付（減額承認）を受け］たいので奈良県土地改良事業補助金交付要綱第１１条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　事　業　名

２　地　区　名

（注）（１）金額の変更のない場合は［　］を除く。
（２）関係書類とは、第２号様式および第３号様式に準じ、変更前及び変更後を比較対照できるよう変更前を（　）書とし、二段書きとすること。

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |
| 第６号様式（第10条関係）<br>変　更　理　由　書 | 変　更　理　由　書 |

## 変更後

第７号様式（第10条関係）

経　費　の　配　分　及　び　収　支　予　算　書（土地改良事業変更承認申請）

| 事業名 | 地区名 | 施行年度 | 本年度補助金額（円） | 事業費（円） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 総事業費 | 前年度迄 | 本年度 | 翌年度以降 |
| | | | | | | | |

| 補助事業における | |
|---|---|
| 着手予定月 | 完了予定月 |
| | |

| 事業計画（実施計画） | | | 収入（円） | | | | | 支出（円） | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工種・事業内容 | 事業量 | 事業費（円） | 国 | 国庫補助率 | 県 | 市町村 | その他 | 工事費 | 測量試験費 | 用地買収及び補償費 | 換地費 | |
| ① | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| ② | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| ③ | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| ④ | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| ⑤ | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| 計 | | | | | | | | | | | | |

・上段括弧内に変更前、下段に変更後を記入してください。

## 変更前

追加

# 奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月17日改正

## 変　更　後

第7－１号様式（第10条関係）　　経　費　の　配　分　及　び　収　支　予　算　書　　（土地改良事業変更承認申請）

| 事業名 | 地区名 | 交付決定年度 | 本年度補助金額 | 中心経営体集積促進事業事業　事業費 | | | | 前年度末 | 助成率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | （円） | 総事業費　A | 前年度迄　B | 本年度　C | 翌年度以降 D=A-B-C | 集積率(%) | (%) |
| 中心経営体<br>集積促進事業 | | | | | | | | | |

| 補助事業 における | |
|---|---|
| 着手予定月 | 完了予定月 |
| | |

| 事業計画（実施計画） | | | 収入 | | | | | 支出 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工種・事業内容 | 事業量 | 事業費<br>a=b+d+e+f | 国<br>b=a×c | 国庫補助率<br>c | 県<br>d | 市町村<br>e | その他<br>f | 工事費 | 測量試験費 | 用地買収<br>及び補償費 | 換地費 | |
| | | | 0 | | | | | | | | | |
| ・上段括弧内に変更前、下段に変更後を記入してください。 | | | | | | | | | | | | |

添付書類：前年度末の集積状況がわかる書類を添付

中心経営体集積促進事業事業における目的を選択し、□にチェックする。

- □ 当該農地整備事業の受益地における土地改良事業（当該農地整備事業以外の土地改良事業を含む。）の負担金の償還費
- □ 農地集積・集約化を加速するための工事の通年施行に係る調整経費
- □ 土地改良区等が単独で行う土地改良施設又は農地の整備費
- □ ほ場の均平、暗渠排水の機能保全等のための機械器具費
- □ その他、農地の集積・集約化の促進に必要と認められる経費（人件費・事務費等の経常的経費は不可）

## 変　更　前

追加

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

## 変　更　後

第８号様式（第１１条関係）

出　　来　　高　　届

○　○　第　　号
令和○○年○○月○○日

奈 良 県 知 事　殿

住　　所　○○○○○町○○番地
事 業 主 体　○○○
代　表　者　○○○長　○○　○○

土地改良事業補助金の出来高について、奈良県土地改良事業補助金交付要綱第11条の規定により届けます。

記

| | |
|---|---|
| 年度 | |
| 事業名 | |
| 地区名 | |
| 指令日 | |
| 指令番号 | |
| 出来高補助金額 | 円 |

添付書類　　第８－１、２、３号様式の書類

## 変　更　前

第７号様式（第１２条関係）

出　　来　　高　　届

○　○　第　　号
令和○○年○○月○○日

奈 良 県 知 事　殿

住　　所　○○○○○町○○番地
事 業 主 体　○○○
代　表　者　○○○長　○○　○○

令和○○年○○月○○日付け奈良県指令○○第○○号で補助の指令を受けた令和○○年度土地改良事業補助金の出来高について、下記のとおり報告します。

記

１　事　業　名

２　地　区　名

３　出 来 高 額　　金　　円

添付書類　　第７号－１、２、３様式の書類

# 奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月17日改正

## 変　更　後

第８－１号様式（第１１条関係）

出　来　高　額　内　訳　書

事業名　　地区名

| 区　分 | 補助対象事業費 A 円 | 補助率 B | 補助金 C＝A×B 円 | 出来高（見込）額 出来高率 D＝E／A | 出来高額 E 円 | 支出(見込)額 F 円 | 補助金相当額 G＝F×B 円 | 前回までの概算受領額（相当額） H 円 | 今回請求予定金額 I≦G－H 円 | 今回請求後未済額 J＝C－H－I 円 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工　事　費 | | | | | | | | | | | |
| 1　工区 | | | | | | | | | | | |
| 2　工区 | | | | | | | | | | | |
| 3　工区 | | | | | | | | | | | |
| 測量及び試験費 | | | | | | | | | | | |
| Ⅰ　業務 | | | | | | | | | | | |
| Ⅱ　業務 | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ　業務 | | | | | | | | | | | |
| 用地及び補償費 | | | | | | | | | | | |
| 換　地　費 | | | | | | | | | | | |
| 合　計 | | | | | | | | | | | |

※１．Ｆ欄は第８号－２様式の「既支出済額」と「今回支払（見込）額」との合計額を記入する。
　２．前払金、中間前払金のみの場合は、第８号－２様式は添付せず、備考欄に「前払金のみ」又は「前払金、中間前払金のみ」と記入する。

## 変　更　前

第７号－１様式（第１２条関係）

出　来　高　額　内　訳　書

事業名　　地区名

| 区　分 | 事業費 A 円 | 補助対象事業費 A' 円 | 補助率 B | 補助金 C＝A'×B 円 | 令和○○年○○月○○日現在 出来高（見込）額 出来高率 D＝E／A' | 出来高額 E 円 | 支出(見込)額 F 円 | 補助金相当額 G＝F×B 円 | 前回までの概算受領額（相当額） H 円 | 今回請求予定金額 I≦G－H 円 | 今回請求後未済額 J＝C－H－I 円 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工　事　費 | | | | | | | | | | | | |
| 1　工区 | | | | | | | | | | | | |
| 2　工区 | | | | | | | | | | | | |
| 3　工区 | | | | | | | | | | | | |
| 測量及び試験費 | | | | | | | | | | | | |
| Ⅰ　業務 | | | | | | | | | | | | |
| Ⅱ　業務 | | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ　業務 | | | | | | | | | | | | |
| 用地及び補償費 | | | | | | | | | | | | |
| 換　地　費 | | | | | | | | | | | | |
| 合　計 | | | | | | | | | | | | |

※１．Ｆ欄は第７号－２様式の「既支出済額」と「今回支払（見込）額」との合計額を記入する。
　２．前払金、中間前払金のみの場合は、第７号－２様式は添付せず、備考欄に「前払金のみ」又は「前払金、中間前払金のみ」と記入する。

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

## 変　更　後

第８－２号様式（第１１条関係）

### 工事請負費、測量及び試験費出来高計算書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事(業務)名及び工区名 | | | |
| 工事(業務)場所及び工区名 | | | |
| 受注者住所氏名 | | | |
| 契約金額 | 当初契約<br>（　　）<br>円 | 第１回目変更契約<br>（　　）<br>円 | 第２回目変更契約<br>（　　）<br>円 |
| 契約年月日及び工期 | 契約年月日 | 着工年月日 | 竣工年月日 |
| 既支出済額 | 前払金<br>（　　）<br>円 | 第１回部分払<br>（　　）<br>円 | 第２回部分払<br>（　　）<br>円 |
| 今回支払（見込）額 | 支払（見込）額<br>（　　）<br>円 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 出来高計算 | 設計額（税込） | | （　　）<br>円 |
| | 請負率 | 入札額／設計価格＝<br>（注　小数点以下６位切り捨て） | |
| | 出来高設計額<br>（税込） | | （　　）<br>円 |
| | 未成額 | 設計額－出来高設計額＝<br>（千円単位以下切捨） | （　　）<br>円 |
| | 請負金相当額 | 出来高設計額×請負率＝<br>（千円単位以下切捨） | （　　）<br>円 |
| | 九分該当額 | 請負金相当額×０．９＝<br>（千円単位以下切捨） | （　　）<br>円 |
| | 支払い限度額 | | （　　）<br>円 |

市町村単独分がある場合、二段書きとすること
上段　　括弧書き契約額ベース
下段　　補助対象額ベース

## 変　更　前

第７号－２様式（第１２条関係）

### 工事請負費、測量及び試験費出来高計算書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事(業務)名及び工区名 | | | |
| 工事(業務)場所及び工区名 | | | |
| 請負人住所氏名 | | | |
| 契約金額 | 当初契約<br>（　　）<br>円 | 第１回目変更契約<br>（　　）<br>円 | 第２回目変更契約<br>（　　）<br>円 |
| 契約年月日及び工期 | 契約年月日 | 着工年月日 | 竣工年月日 |
| 既支出済額 | 前払金<br>（　　）<br>円 | 第１回部分払<br>（　　）<br>円 | 第２回部分払<br>（　　）<br>円 |
| 今回支払（見込）額 | 支払（見込）額<br>（　　）<br>円 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 出来高計算 | 設計額（税込） | | （　　）<br>円 |
| | 請負率 | 入札額／設計価格＝<br>（注　小数点以下６位切り捨て） | |
| | 出来高設計額<br>（税込） | | （　　）<br>円 |
| | 未成額 | 設計額－出来高設計額＝<br>（千円単位以下切捨） | （　　）<br>円 |
| | 請負金相当額 | 出来高設計額×請負率＝<br>（千円単位以下切捨） | （　　）<br>円 |
| | 九分該当額 | 請負金相当額×０．９＝<br>（千円単位以下切捨） | （　　）<br>円 |
| | 支払い限度額 | | （　　）<br>円 |

市町村単独分がある場合、二段書きとすること
上段　　括弧書き契約額ベース
下段　　補助対象額ベース

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

## 変　更　後

第８－３号様式（第１１条関係）

### 用地及び補償費支出（見込）額明細書

| 地　区　名 | |
|---|---|

１．用地費　（単位：円、㎡）

| 契約の相手方 | 所在地 | 地目 | 面積 | 単価 | 契約金額 | 支出(見込)額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

２．補償費　（単位：円）

| 契約の相手方 | 所在地 | 地目 | 種類 | 数量 | 単価 | 契約金額 | 支出(見込)額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

| 合　計 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

## 変　更　前

第７号－３様式（第１２条関係）

### 用地及び補償費支出（見込）額明細書

| 地　区　名 | |
|---|---|

１．用地費　（単位：円、㎡）

| 契約の相手方 | 所在地 | 地目 | 面積 | 単価 | 契約金額 | 支出(見込)額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

２．補償費　（単位：円）

| 契約の相手方 | 所在地 | 地目 | 種類 | 数量 | 単価 | 契約金額 | 支出(見込)額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

| 合　計 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

## 変　更　後

第９号様式（第１３条関係）

事　業　完　了　届

○　○　第　　号
令和○○年○○月○○日

奈良県知事　殿

住　　所　○○○○○町○○番地
事業主体　○○○
代 表 者　○○○長　○○　○○

下記のとおり完了したので、奈良県土地改良事業補助金交付要綱第13条の規定により届けます。

記

| | |
|---|---|
| 年度 | |
| 事業名 | |
| 地区名 | |
| 指令日 | |
| 指令番号 | |
| 完了年月日 | 令和○○年○○月○○日 |

添付書類
（１）第10号様式（事業名欄Ｖ－１(2)の事業においては、第10-1号様式）、第11号様式、第14 号様式
（２）竣工検査報告の写し
（３）位置図（別表Ⅰ－３及びⅡ－１の事業に限る）
（４）地区一覧（別表のⅠ－４の２及びⅡ－３の事業に限る）
（第３－１号様式）
（５）その他知事が必要と認める書類

## 変　更　前

第８号様式（第１４条関係）

事　業　完　了　届

○　○　第　　号
令和○○年○○月○○日

奈良県知事　殿

住　　所　○○○○○町○○番地
事業主体　○○○
代 表 者　○○○長　○○　○○

令和○○年○○月○○日付け奈良県指令○○第○○号で補助の指令を受けた令和○○年度土地改良事業については、下記のとおり完了したので奈良県土地改良事業補助金交付要綱第１４条の規定に基づき届けます。

記

１　事　業　名
２　地　区　名
３　完了年月日　　令和○○年○○月○○日

添付書類
（１）第２号様式、第９号様式、第10号様式、第11号様式、第15号様式
（２）竣工検査報告の写し
（３）位置図
（４）その他知事が必要と認める書類

## 変更後

第10号様式（第13条関係）

補助事業の成果及び収支精算書（事業完了）

| 事業名 | 地区名 | 施行年度 | 本年度補助金額（円） | 事業費（円） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 総事業費 | 前年度迄 | 本年度 | 翌年度以降 |
| | | | | | | | |

| 補助事業における | |
|---|---|
| 着手日 | 完了日 |
| | |

| 事業計画（実施計画） | | | 収入（円） | | | | | 支出（円） | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工種・事業内容 | 事業量 | 事業費（円） | 国 | 国庫補助率 | 県 | 市町村 | その他 | 工事費 | 測量試験費 | 用地買収及び補償費 | 換地費 | |
| ① | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| ② | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| ③ | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| ④ | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| ⑤ | | | | | | | | | | | | 予定管理者 |
| 計 | | | | | | | | | | | | |

・変更がある場合、上段括弧内に変更前、下段に変更後を記入してください。

## 変更前

追加

## 変更後

第10－１号様式（第13条関係）　　補助事業の成果及び収支精算書　　（事業完了）

| 事業名 | 地区名 | 交付決定年度 | 本年度補助金額 | 中心経営体集積促進事業事業　事業費 | | | | 前年度末 | 助成率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 総事業費　A | 前年度迄　B | 本年度　C | 翌年度以降 D=A-B-C | | |
| | | | （円） | | | | | 集積率(%) | （%） |
| 中心経営体<br>集積促進事業 | | | | | | | | | |

| 補助事業 における | |
|---|---|
| 着手日 | 完了日 |
| | |

| 事業計画（実施計画） | | | 収入 | | | | | 支出 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工種・事業内容 | 事業量 | 事業費<br>a=b+d+e+f | 国<br>b=a×c | 国庫補助率<br>c | 県<br>d | 市町村<br>e | その他<br>f | 工事費 | 測量試験費 | 用地買収<br>及び補償費 | 換地費 | |
| | | | 0 | | | | | | | | | |
| ・変更がある場合、上段括弧内に変更前、下段に変更後を記入してください。 | | | | | | | | | | | | |

添付書類：前年度末の集積状況がわかる書類を添付

中心経営体集積促進事業事業における目的を選択し、□にチェックする。

- □ 当該農地整備事業の受益地における土地改良事業（当該農地整備事業以外の土地改良事業を含む。）の負担金の償還費
- □ 農地集積・集約化を加速するための工事の通年施行に係る調整経費
- □ 土地改良区等が単独で行う土地改良施設又は農地の整備費
- □ ほ場の均平、暗渠排水の機能保全等のための機械器具費
- □ その他、農地の集積・集約化の促進に必要と認められる経費（人件費・事務費等の経常的経費は不可）

## 変更前

追加

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |
| 削除 | 第９号様式（第１４条関係）<br>収　支　精　算　書<br>事業名　：<br>地区名　：<br>１　収入の部<br>（単位：円）<br>科　目 ／ 本年度予算額 ／ 本年度精算額 ／ 差引増減金額 ／ 摘要<br>県補助金 ／ ／ ／ 0 0 ／<br>／ ／ ／ 0 0 ／<br>／ ／ ／ 0 0 ／<br>／ ／ ／ 0 0 ／<br>計 ／ 0 0 ／ 0 0 ／ 0 0 ／<br>２　支出の部<br>（単位：円）<br>科　目 ／ 本年度予算額 ／ 本年度精算額 ／ 差引増減金額 ／ 摘要<br>／ ／ ／ 0 0 ／<br>／ ／ ／ 0 0 ／<br>／ ／ ／ 0 0 ／<br>／ ／ ／ 0 0 ／<br>計 ／ 0 0 ／ 0 0 ／ 0 0 ／ |

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |

第11号様式（第13条関係）

## 用地買収及び補償明細書

年度　　事業名　　地区名

・用地買収

| 所在地 | | | | 地目 | 台帳面積 (㎡) | 買収面積 (㎡) | 買収単価 (円/㎡) | 支払額 (円) | 氏名 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

・補償

| 所在地 | | | | 地目 | 現況 | 種類 | 補償数量 | 補償単価 (円) | 支払額 (円) | 氏名 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

・「用地買収明細書」及び「補償明細書」を統合

第10号様式（第14条関係）

## 用地買収明細書

令和○○年度　　（○○地区）

| 所在地 | | | | 地目 | 台帳面積 (㎡) | 買収面積 (㎡) | 買収単価 (円/㎡) | 支払額 (円) | 氏名 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |
| 削除 | 第11号様式（第14条関係）<br>補償明細書<br>令和○○年度　（○○地区） |

| 所在地 | | | | 地目 | 現況 | 種類 | 補償数値 | 補償単価（円） | 支払額（円） | 氏名 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |
| 第12号様式（第１３条関係）<br><br>○　○　第　　号<br>令和○○年○○月○○日<br><br>奈 良 県 知 事　殿<br><br>住　　所　○○○○○町○○番地<br>事業主体　○○○<br>代 表 者　○○○長　○○　○○<br><br>令和○○年度消費税等仕入控除税額報告書<br><br>令和○○年○○月○○日付け奈良県指令○○第○○号により交付決定通知があった○○事業費補助金について、奈良県土地改良事業補助金交付要綱第１３条の規定に基づき、下記のとおり報告します。<br><br>記<br><br>１　適正化法第１５条の補助金の額の確定額　金　　円<br>（令和○○年○○月○○付け○○第○○号による額の確定通知額）<br><br>２　補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除額　金　　円<br><br>３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額<br>金　　円<br><br>４　補助金返還相当額（３－２）　金　　円 | 第１２号様式（第１４条関係）<br><br>○　○　第　　号<br>令和○○年○○月○○日<br><br>奈 良 県 知 事　殿<br><br>住　　所　○○○○○町○○番地<br>事業主体　○○○<br>代 表 者　○○○長　○○　○○<br><br>令和○○年度消費税等仕入控除税額報告書<br><br>令和○○年○○月○○日付け奈良県指令○○第○○号により交付決定通知があった○○事業費補助金について、奈良県土地改良事業補助金交付要綱第１４条の規定に基づき、下記のとおり報告します。<br><br>記<br><br>１　適正化法第１５条の補助金の額の確定額　金　　円<br>（令和○○年○○月○○付け○○第○○号による額の確定通知額）<br><br>２　補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除額　金　　円<br><br>３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額<br>金　　円<br><br>４　補助金返還相当額（３－２）　金　　円 |

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

## 変　更　後

第13号様式（第11条関係、第15条関係）

補　助　金　交　付　請　求　書

○　○　第　　号
令和○○年○○月○○日

奈　良　県　知　事　　殿

住　　所　　○○○○○町○○番地
事 業 主 体　　○○○
代　表　者　　○○○長　　○○　○○

下記の土地改良事業補助金を奈良県土地改良事業補助金交付要綱第15条（概算払請求においては第11条）の規定により請求します。

記

| | |
|---|---|
| 年度 | |
| 事業名 | |
| 地区名 | |
| 指令日 | |
| 指令番号 | |
| 請求種類 | □ 請求　　□ 概算払請求 |

（円）

| | 交付決定額 | 既受領額 | 今回請求額 | 残額 |
|---|---|---|---|---|
| 事業費 | | | | |
| 補助金 | | | | |

## 変　更　前

第１３号様式（第１６条関係）

補　助　金　交　付　請　求　書

○　○　第　　号
令和○○年○○月○○日

奈　良　県　知　事　　殿

住　　所　　○○○○○町○○番地
事 業 主 体　　○○○
代　表　者　　○○○長　　○○　○○

金　　円

令和○○年○○月○○日付け奈良県指令○○第○○号で補助の指令を受けた令和○○年度土地改良事業補助金を下記のとおり請求します。

記

１　事　業　名

２　地　区　名

３　指　令　額　　円

既 受 領 額　　円

今 回 請 求 額　　円

## 変更後

第14号様式（第13条関係）

# 財　産　管　理　台　帳

| 令和○○年度 | 事業名 | | | 地区名 | | 事業主体名 | | 国庫補助率　　% | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 名　称 | 材　質 | 形状・寸法 | 数　量<br>(A) | 単　価<br>(B) | 取得金額<br>(A×B) | 事業主体<br>検　査<br>年月日<br>(C) | 処分年限期間<br>耐　用<br>年　数<br>(D) | 処分制限<br>年月日<br>(C+D−1日) | 備　考 |
| 合　計 | | | | 円 | 円 | | 年 | | |

注意）①１件の取得金額は５０万円以上のものとする。
②取得金額÷数量＝単価（整数）となること。
③耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）」により記入すること。

## 変更前

第１５号様式（第１４条関係）

# 財　産　管　理　台　帳

| 令和○○年度 | 事業名 | | | 地区名 | | 事業主体名 | | 国庫補助率　　% | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 名　称 | 材　質 | 形状・寸法 | 数　量<br>(A) | 単　価<br>(B) | 取得金額<br>(A×B) | 事業主体<br>検　査<br>年月日<br>(C) | 処分年限期間<br>耐　用<br>年　数<br>(D) | 処分制限<br>年月日<br>(C+D−1日) | 備　考 |
| 合　計 | | | | 円 | 円 | | 年 | | |

注意）①１件の取得金額は５０万円以上のものとする。
②取得金額÷数量＝単価（整数）となること。
③耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）」により記入すること。

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |
| 削除 | 第１６号様式（第１２条関係）<br><br>補 助 金 概 算 払 請 求 書<br><br>○　○　第　　号<br>令和○○年○○月○○日<br><br>奈 良 県 知 事　殿<br><br>住　　所　○○○○○町○○番地<br>事 業 主 体　○○○<br>代 表 者　○○○長　○○　○○<br><br>令和○○年○○月○○日付け奈良県指令○○第○○号で補助の指令を受けた令和○○年度土地改良事業○○地区について、下記により金○○○○円を概算払によって請求します。<br><br>記<br><br>別紙のとおり |

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |
| 削除 | （別紙）<br>事業名：<br>地区名：<br>令和○○年○○月○○日現在 |

| 区　分 | 事業費 | 補助率 | 補助金(A) | 既受領額(B) | | 今回請求額(C) | | 残額<br>((A)−((B)+(C))) | | 事業完了予定<br>年月日 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | | 金　額 | 出来高 | 金　額 | 令和○<br>○年○<br>○月○<br>○日迄<br>予定出<br>来高 | 金　額 | 令和○<br>○年○<br>○月○<br>○日迄<br>予定出<br>来高 | | |
| 純工事費 | 円 | % | 円 | 円 | % | 円 | % | 円 | % | | |
| 測量及び試験費 | | | | | | | | | | | |
| 用地及び補償費 | | | | | | | | | | | |
| 換地費 | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | |

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |
| 削除 | 第１７様式（第１２条関係）<br><br>○　○　第　　号<br>令和○○年○○月○○日<br><br>奈 良 県 知 事　殿<br><br>申 請 者 住 所<br>氏名または名称及び代表者名<br>地 区 名 （　　地 区 ）<br><br>令和○○年度中心（高度）経営体集積促進事業補助金概算払請求書<br><br>令和○○年○○月○○日付け奈良県指令○○第○○号で交付決定通知のありました中心（高度）経営体集積促進事業補助金について、金○○○○○円を概算払として交付していただきたいので請求します。<br><br>記<br><br>事業費 ／ 補助金 ／ 既受領額（金額、出来高） ／ 今回請求額（金額、出来高） ／ 残　額 ／ 備考<br>円 ／ 円 ／ 円 ／ % ／ 円 ／ % ／ 円 0 ／<br><br>概算払請求理由 |

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |
| 第１５号様式（第１７条関係）<br><br>土地改良事業等財産処分承認申請書<br><br>○　○　第　　号<br>令和○○年○○月○○日<br><br>奈 良 県 知 事　殿<br><br>住　　所　○○○○○町○○番地<br>事業主体　○○○<br>代 表 者　○○○長　○○　○○<br><br>奈良県土地改良事業補助金交付要綱第17条第２項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。<br><br>記<br><br>別紙のとおり | 第１８号様式（第１８条関係）<br><br>土地改良事業等財産処分承認申請書<br><br>○　○　第　　号<br>令和○○年○○月○○日<br><br>奈 良 県 知 事　殿<br><br>住　　所　○○○○○町○○番地<br>事業主体　○○○<br>代 表 者　○○○長　○○　○○<br><br>奈良県土地改良事業補助金交付要綱第１８条２の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。<br><br>記<br><br>別紙のとおり |

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

## 変　更　後

第16号様式（第12条関係）

令和○○年度　遂行状況報告書

○○第○○号
令和○○年○○月○○日

奈良県知事　殿

住　　所　○○○○○町○○番地
事業主体　○○○
代 表 者　○○○長　○○　○○

奈良県土地改良事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

| 事業名 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 地区名 | 年度 | 予算額（円）<br>A | 出来高（円）<br>B | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

各年度12月末日までに補助の指令を受けたものについて記入してください。
各年度の１２月末日現在の出来高で記入してください。
前年度繰越分についても記入してください。
12月末日時点において未契約の場合は備考欄に発注予定時期を記入ください

## 変　更　前

第19号様式（第13条関係）

令和○○年度　遂行状況報告書

○○第○○号
令和○○年○○月○○日

奈良県知事　殿

住　　所　○○○○○町○○番地
事業主体　○○○
代 表 者　○○○長　○○　○○

奈良県土地改良事業補助金交付要綱第１３条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

| 事業名 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 地区名 | 年度 | 予算額（円）<br>A | 出来高（円）<br>B | 進捗率<br>B/A(%) | 備考<br>（発注予定時期、設計額、入札日、繰越予定額） |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

最終割当まで含めて記入してください。
基盤整備促進事業については、事業費のうち工事費、測量設計費、換地費の内訳を備考欄に記入してください。
各年度の１２月末日現在の出来高で記入してください。
前年度繰越分についても記入してください。

奈良県土地改良事業　補助金交付要綱　新旧対照表：令和７年３月 17 日改正

## 変　更　後

第17号様式（第７条関係）

交付決定前着手届

○　○　第　　号
○○年○○月○○日

奈良県知事　殿

住　　所
事業主体
代　表　者

奈良県土地改良事業補助金交付要綱第７条第３項の規定に基づき、別紙の事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので提出する。

記

1　補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。

2　交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

3　着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の計画変更は行わないこと。

## 変　更　前

第20号様式（第７条関係）

交付決定前着手届

○　○　第　　号
○○年○○月○○日

奈良県知事　殿

住　　所
事業主体
代　表　者

奈良県土地改良事業補助金交付要綱第７条第３項の規定に基づき、別紙の事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので提出する。

記

1　補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。

2　交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

3　着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の計画変更は行わないこと。